

# 第127号 平成28年4月発行

## — 目 次 —

### 〈巻頭言〉

- ・ ご挨拶  
公益財団法人建設業適正取引推進機構 会長 雛形 要松 . . . . . 1

### 〈特集〉

- ・ 建設法務セミナーの開催概要 . . . . . 3  
「近時のコンプライアンスに関するトピックス～2015年に問題となった事例を中心に～」 . 5  
「戦後の建設工事請負契約等に関する判例の変遷と傾向について」 . . . . . 39

### 〈機構主催の講習会開催状況〉 . . . . . 50

### 〈会員紹介〉

- ・ 一般社団法人静岡県建設業協会 . . . . . 53
- ・ 株式会社関電工 . . . . . 55

### 〈建設業の裁判事例紹介〉

- ・ No47 履行遅滞となっている間に債権者に損害が発生した場合には、債務者は、債務不履行により通常生ずべき損害及び予見し又は予見しうべかりし特別の事情によつて生じた損害の全額につきその賠償責任があるとされた事例 . . . . . 57
- ・ No48 発注者が、建設工事請負代金を請負会社に対する貸金の債権者に直接支払うことを約しながらこれを請負会社に支払つたときは、当該債権者は、発注者に対し不法行為に基づく損害賠償を請求することができることとされた事例 . . . . . 61

### 〈独占禁止法関係〉

- ・ 農業協同組合等が北海道の区域において発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設等の製造請負工事等の施工業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について . . 66
- ・ 東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札談合に係る告発について . . . . . 69
- ・ 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要 . 72

### 〈建設業行政等〉

- ・ 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するための大臣告示とガイドラインの策定 . . . . 74
- ・ 建設業法施行令の一部を改正する政令案について . . . . . 85

### 〈機構情報〉

- ・ 講習コース . . . . . 88
- ・ 販売図書 . . . . . 90

## 特 集

### 建設法務セミナーの開催概要

「近時のコンプライアンスに関するトピックス～2015年に問題となった事例を中心に～」  
「戦後の建設工事請負契約等に関する判例の変遷と傾向について」

当機構は「建設法務セミナー」を東京(3月15日・浜離宮建設プラザ10階大会議室)、大阪(3月29日・建設交流館8階グリーンホール)で開催いたしました。

今回は「近時のコンプライアンスに関するトピックス～2015年に問題となった事例を中心に～」と「戦後の建設工事請負契約等に関する判例の変遷と傾向について」の2つのテーマを取り上げました。

2会場で約250名の参加者が熱心に受講いたしました。

前半の「近時のコンプライアンスに関するトピックス～2015年に問題となった事例を中心に～」は、中村・角田・松本法律事務所の弁護士仁科秀隆氏が、コーポレートガバナンス、内部統制、コンプライアンスの解説とともに、2015年に問題となったコンプライアンス事案を紹介しながら、その事例を受けた検討と普段気を付けること、有事にどうするかについて説明されました。



中村・角田・松本法律事務所の弁護士仁科秀隆氏

後半の「戦後の建設工事請負契約等に関する判例の変遷と傾向について」は、公益財団法人建設業適正取引推進機構の近江典男調査部長が、戦後約70年における建設工事請負契約等に関する判例の変遷と傾向について、最高裁判所ホームページの裁判例情報を基に、取り纏め分析したものを説明しました。



(公財) 建設業適正取引推進機構 調査部長 近江典男

今号の特集では「近時のコンプライアンスに関するトピックス～2015年に問題となった事例を中心に～」の講演内容 (P5～) と、「戦後の建設工事請負契約等に関する判例の変遷と傾向について」の概要 (P39～) を掲載いたします。

## 近時のコンプライアンスに関するトピックス ～2015年に問題となった事例を中心に

はじめまして。弁護士の仁科と申します。本日は、「近時のコンプライアンスに関するトピックス」ということで75分お時間を頂きまして、昨年いろいろと報道された不祥事の事例を取り上げながら、最近コンプライアンスについてどうということが議論されているかを、できるだけかみ砕いてご説明したいと思っています。どうしてもコンプライアンスの講演は退屈になりがちなので、そうならないようにするにはどうしたらいいかなど、今回ご依頼いただいてからつらつらと考えていたのですが、やはりできるだけ具体的な事例をもとにご説明することと、それから、その前段階として、どうしてもそもそもコンプライアンスに関する問題というのが昔と比べて随分騒がれるようになったのかという点をご説明することで、「ああなるほど、うちの会社にとって決して無関係なことではないのだな」とお感じいただいてお帰りいただけるのを目標にしたいと思っています。

それでは、お手元のレジュメに沿って進めて参ります。まず、本日の目次ですが、最初は導入ということで、コンプライアンスに関する基礎的な用語の解説をしまして、それから、コンプライアンス事案—いわゆる不祥事—がどうして起きるのかという点について、不祥事の事例が積み重なるにつれて、いろいろな研究が進んでおりますので、そういう不祥事の要因の分析結果のご紹介をします。その後、後半に入りまして、最近の具体的な事例を発表するというところで、建設業界の事例も含めて、昨年いろいろと話題になった事例をご紹介し、最後に、その事例をご紹介するだけで終わってしまうと、新聞で見ているよというお叱りを受けそうですので、そういう事例を受けて、今後、皆さんがお勤めの会社で同じようなことが起きないためにはどうすればいいか、あるいは、不幸にして似たような事件が起きてしまったときはどうしたらいいかということをご説明したいと思っています。

それでは、早速導入ということで初めのお話です。ここに書かせていただいていますように、コーポレートガバナンス、それから内部統制、コンプライアンス、どの三つも皆さんよく新聞・テレビでご覧になるお言葉だと思います。ただ、それぞれがどういう言葉、どういう意味を持っているのかというのは、何となくの意識はあると思いますが、それぞれがどういう関係にあるのかということは、いまひとつ腑に落ちていない方もいらっしゃるかもしれない。私がテレビなどを観ていまして、コメンテーターの方でどうもこの三つの言葉の使い分けがちゃんとできていないのではないかと感じる機会もあるものですから、今日はそ

ういったあたりからご説明をさせていただきたいと思います。

具体的には、最近よく聞くコーポレートガバナンスって何なのですかと。これは、上場会社のように、本来会社の所有者である株主がいっぱいいるために、会社の所有者と、実際に経営をしている人がずれてしまう場合に、株主が会社をコントロールできないので、何とかして、株主に代わって経営をしている経営者を監視する仕組みを作ろうと、経営者が暴走しないようにしようというのが、そもそものコーポレートガバナンスという概念の始まりです。そういうわけで、コーポレートガバナンスというのは、今いろいろな言葉の意味で使う人がいますが、そもそもの意味は、会社の経営者が勝手なことをしないように、どうやったら株主のために頑張って働くようになりますかねということを考えましょうというのが最初の話でした。

一方で、レジユメの3ページ（本誌27ページ）の右側に内部統制という言葉があります。これはもう皆さんよくご存知かと思いますがけれども、内部統制はどういう言葉かということ、業務執行の手順やリスクの発見、是正のための仕組みのことでして、これは内部統制という言葉から分かるように、会社の内部の話です。

実は、コーポレートガバナンスも内部統制も、上のほうに書いてありますが、目的は同じです。どちらも、結局会社がより良くなるようにするという目的のための仕組みです。会社が、経営の効率性の確保でありますとか、収益性の向上、もちろん適法性の確保も含め、株主さんのためにも良くなるように、従業員の方にとっても良くなるようにして、いわゆる企業価値を向上するというところで、目的としてはコーポレートガバナンスも内部統制も同じです。

目的は同じなのですが、では何が違うかということ、使う場面が違います。コーポレートガバナンスというのは会社の外側の人たちと会社との関係についての問題。一方で内部統制というのは会社の中の問題というところがいちばん違うというところなんです。ですから、不祥事が起きるとよくコーポレートガバナンスの問題だと言われたり、内部統制の問題だと言われたり、いろいろ議論がごちゃごちゃしますけれども、これは不祥事がどういう場面で起きたことなのかを分析しないと、ピントのずれた議論になります。例えば従業員が横領をしたというような、純粹に内部だけの問題のときに、一生懸命コーポレートガバナンスの議論をして、これは会社のガバナンスが利いていないのだと考えて、例えば社外取締役を増やしてみても、余り意味がないです。あるいは、経営陣が会社ぐるみで粉飾を働いたという場合に、いくら内部統制を強化しても、トップが粉飾をしようと思っっているのだから、止められないです。こういうときは、内部統制というよりもコーポレートガバナンスの仕組みを改善しないとイケない。

このように、コーポレートガバナンスという言葉と内部統制という言葉は、目的は一緒ですが、ちょっと働く場面が違います。こういうご認識を持って、これからの説明をお聞きいただければなと思います。

最初は抽象的な話が多くて恐縮ですが、今申し上げたことをもう少し分かりやすく説明したのがレジュメの4ページ（本誌27ページ）です。コーポレートガバナンスというのは、先ほど申し上げたように、会社の外と会社の関係です。左側、株主総会と取締役会と監査役会から経営者に対して矢印が伸びていますけれども、経営者をどのように監視・監督していくかというのがコーポレートガバナンスの問題という意味です。

ちょっと脱線しますが、株主総会から伸びている字は監視と書いてあって、取締役会から伸びている矢印には監督と書いてあって、監査役会から伸びている矢印には監査と書いてあって、それぞれ微妙にニュアンスが違います。監査というのがいちばん分かりやすいのですが、監査の査という字は、基本的にほかの人がやったことをチェックするという意味。検査という言葉も、考査という言葉もそうです。ですから、監査役会のすることがなんで監査というかということ、自分は業務執行に携わらないけれども、業務執行に携わっている経営者の人たちがやることをチェックするというので、監査と呼ぶわけです。監査法人の行う作業も会計監査です。

次に、取締役会が行うのはなぜ監督ということかということ、これは監査に限らないで、自分自身が業務執行をしつつ、あとは監査役のように違法性がないかどうか留まらず、全般的にうまくやっているかということを見ていくということ、監査よりも監督のほうが、範囲が広いと言われているので、監督という言葉で表現をされています。

最近、よく報道で社外取締役を義務付けなければ駄目だという議論がいろいろされていると思います。実際、法律や証券取引所の規則の改正がされて、今では上場会社はほぼ社外取締役の選任を義務付けられているに等しい状態にありますが、こういう改正がされたのは、要するにレジュメでいうと取締役会が経営者に対して行うべきはずの監督をきちんとしていない、していないからこれだけ不祥事が起きるのだという指摘があったことが原因です。社外の人を入れて、もっと監督機能を強化しなければ駄目だという指摘があったので、こういう議論が、社外取締役を強化しようという昨今の法律の改正につながっているという伏線もございます。

続いて、一番上の株主からも経営者に対して監視という矢印が伸びています。これは、オーナーカンパニーのような会社であれば、株主のにらみというのがよく効きますが、上場会社のように株主がたくさんいらっしゃる会社ですと、なかなか監視をするというのは難しいので、ここは特に株主さんがたくさんいらっしゃる会社になればなるほどあまり期待できないということです。逆に、大きな会社の子会社のような会社については、株主である親会社の監視が非常によく届いていますので、株主によるモニタリングが期待できるということが指摘できます。

ですから、このような三本の矢印を見てもご覧いただいで分かるように、上場会社で必要となるコーポレートガバナンスと、例えば上場会社の100%子会社で必要となるコーポレートガバナンスというのは、全然違います。他の会社の100%子会社であれば、株主である親会社の監視が非常によく効いているということ、そんなにやたらめったに取締役会とか監査役会の仕組みを重たくしなくてもいいはずです。

ところが、最近、まあコーポレートガバナンスという言葉が十把一絡げに使われてしまって、どんな会社にも唯一絶対の素晴らしいコーポレートガバナンスがあるというような論調で議論されているところもあって、どんな会社でも社外役員がいた方がいいという論調を目にすることもあります。

しかし、そういうことではないということをお今日は認識していただきたいと思っていまして、それぞれの会社にとっていちばんいいコーポレートガバナンスというのはその会社によってバラバラなのです。ですから、ここに書いてあるように3本の矢印があって、それぞれのお勤めの会社で、いや、うちは親会社がものすごい箸の上げ下げまで見ているから、いちばん上の矢印が太いなというようなどころであれば、それ以上にいろいろ考えなくてもいいでしょうし、逆に上場会社のように株主による監視というのがあまり期待できないなという会社では、取締役会の機能をどうやって強化していくかということがうちの会社の課題だというように考えていけばいいです。毛利元就のように、3本の矢が集まってしっかりすればいいというご認識をもってもらって、3本の矢のそれぞれの力の強さというのは、会社によって違うし、違っていいのだということをおし上げておきたいと思えます。

一方、レジュメの3ページ(本誌27ページ)の右側の内部統制のほうですが、これは先ほど申し上げたように会社の中身をどうやって統制するかという問題であります。典型的なのが、従業員の不祥事をどうやって防ぐかです。例えば、後ほど申し上げる事例もそうですけれども、建設業でいえば現場の一つ一つまで経営者の方が目を配っていくのはとうてい無理ですので、現場レベルでどうやってコンプライアンス、あるいはコンプライアンスに限らず収益の向上でも無駄を省くことでもいいですけれども、効率よく会社を回していけるかということをお考えるのが内部統制の議論です。従って、これはコーポレートガバナンスとは全然違う話でありまして、内部統制については上場していようがいまいが、どの会社でも必要になる。どの会社でも効率よく事業が回っていくことに越したことはないので、どの会社でも内部統制を充実させる意義はあると思えます。

続いて、レジュメの5ページ(本誌28ページ)にいていただきまして、私も素朴な疑問としてよくお客さんから聞かれることがありまして、何かというと、そもそもなんで最近こんなにコンプライアンス、コンプライアンスと言うよ

うになったのですかという疑問です。法律は明治時代からありますし、日本人は概して真面目なので、昔から基本的には法令を遵守してきたはずで、どうしてこのように最近になってこんなにコンプライアンスを叫ぶ人が多くなったのですかという質問をされることがあります。

これに対して、一概にお答えするのは難しいですが、一つの答えかなと私が思っているのが5ページ（本誌28ページ）に書いてあることです。つまり、経済のグローバル化が進展したことによって、ある一つの国で起きたことで世界的な恐慌を引き起こす恐れが、昔に比べると高くなっている。典型的なのはリーマンショックです。金融機関が一つ破綻しただけで世界的な不況を引き起こされるというのは、かつてはなかった事態と思いますが、このように経済がつながることによって、ある一つの国で起きたことが連鎖を起こすようになってきました。

一方で、下のほうにルールは「知らなかった」で許されないと書いてありますが、これは法律の大きな特徴でして、知っていたか知らなかったかは関係がなく、違反は違反だということです。例えば道路交通もそうですけれども、あの標識にそんな意味があるなんて知らなかったと言っても、切符は切られてしまうわけです。

そのため、ルールが複雑化していけばしていくほど、適用されるほうが追いかける必要はないというのが法律の特徴なわけです。

そして、ここ最近、そういう二つの要素が組み合わさってどういうことが言われているかということ、アメリカを中心にですが、企業に関しては、なるべく世界で共通ルールを定めて、それを守らせようという動きが急速に進展しています。

ですから、例えば話題が平易すぎて恐縮ですが、例えば離婚ですとか相続ですとか、そういう事柄に関するルールは、国によって全然が違いますし、また違っていいと思います。それはなぜかということ、家族観というのは国民によって全然違いますし、文化によっても違いますから、そういう民俗的な性質と切り離せない事柄に関するルールは、そうした文化の違いを反映して、国によって違ってくるとするのが当然なわけです。

これに対して、企業に関するルールについては、なるべく儲かるようにしようというのが全世界の企業の共通のゴールだということもあって、世界で共通のルールを作ろうという動きにそれほど違和感を持たれないです。

その上で、レジュメの6ページ（本誌28ページ）で、なぜ最近コンプライアンスが叫ばれるかという疑問に対する答えに入ってくるのですが、先ほど申し上げたように、経済のグローバル化が進展していく中で、できるだけ企業に安定的な運営をしてもらおうという世界で共通のルールができていく。また、ルールというのは守ってない人には厳しい制裁を課して文句が出にくいですよ。なぜかということ、それがルールなのでから。

そして、ルールを守らせよう守らせようとする、と、どんどん制裁が重くなります。ルールを守らせるには違反の制裁を重くするのがいちばんだという考え方が強いので、どうしても制裁が重くなる。重くなると、例えば取引先からの信用低下とか、あるいは人材が流出とかです。それから、例えば建設業でいえば入札の指名停止みたいな行政的なサンクションが下されるとか、上場会社でいえば上場廃止になってしまったりとかです。さらに、最近の傾向として、役員個人の責任が追及されることが多くなってきました。昔は、たとえ企業に不祥事があつたとしても、役員個人の責任がどんどん追及されるという時代ではなかったと思いますが、最近ではもう不祥事が起きると、特に上場会社の場合には取締役・監査役は訴えられるのが当たり前という時代になってきていますので、この点も、やはりルール違反の制裁というのがどんどん重くなっている一つの現象だといえると思います。

これはやや語弊のある言い方かもしれないですが、報道の仕方を見ている、やっぱり普通の損失を出しましたというのに比べて、不祥事が起きたときはマスメディアの叩き方も苛烈になりがちでして、どんどん法令違反に対する法的、道義的責任というのが重くなってきてしまっているというのが実状だと思います。ですから、そういう実状を嘆くのはもちろん嘆くのでいいのですが、やはり企業としてはここに書いてあるように、企業だけではなくて、役員ですとか従業員の個人の方が重い責任を負わないようにするためにコンプライアンスを重視せざるを得ないというのが客観的な状況だと思います。

そして、こうしてルールが厳しくなっていく一方で、企業の不祥事が減らないとなると、おそらくこれから先はどんどん、これまでは法人としての企業の責任が問われるのが中心で、個人で責任を取られるのはせいぜい役員レベルだったと思いますが、今後、それ以外の個人の責任が問われ始める傾向が強くなると思います。

実際、アメリカでも既にそうでした、例えば新聞でもご覧になった方がいらっしゃるかもしれませんが、日本のメーカーで、例えばカルテルをするなどして、アメリカで摘発されると、個人が刑務所に入ってしまう。それは別にアメリカが弱いものいじめをしようと思っているのではなくて、むしろそうすることによっていちばん企業がルールを守るようにするだろうという、やや見せしめというのではないですけれども、政策的効果を狙ってそういう運用をしています。ですから、一足飛びにアメリカのようになるかどうか分からないですけれども、おそらく企業に対するルールの遵守がなかなか進まない場合には、日本でも、中長期的にはだんだん個人の責任が問われる時代になってきてしまうのではないかと想います。

そうならないように、企業だけではなくて、会社だけではなくて、個々の役員・従業員の方を守るためにもコンプライアンスを意識せざるを得ない時代なのだ

ということはお認識をお持ちいただくとよろしいのではないかと思います。

それで、少し抽象的なお話で恐縮でしたが、こういうことでコンプライアンスが叫ばれるようになったというのが導入の話でありまして、次に大きな 2 番目の固まりでありますコンプライアンス事案の発生要因のお話をさせていただこうと思います。

お手元の資料ですと 7 ページ（本誌 29 ページ）ですが、ここで書かせていただいていますように、コンプライアンス事案、不祥事と呼び替えてもいいのですが、不祥事の発生要因は、最近二つの類型に大まかにまとめることができます。

まず、レジュメですと下のほうに書いてありますが、かつては不祥事という、たいてい横領とか背任とか、あるいは恨みつらみとか、そういう非常に俗人的な要素で起きる不祥事が多かったのです。会社のお金を使いこんでしまうなんていうのは典型的ですけれども、そうではなくても例えば内紛ですとか、いがみ合いとか、そういうことで会社がゴタゴタするというのがよくある日本企業の不祥事のパターンでした。

これに対して、最近はこのほうに書いてありますが、真面目な企業が会社を守らなければいけないということで、ごく真面目な気持ちでやってしまう不祥事というのが増加しています。

後ほど申し上げる東芝さんの事件もその類型に属すると思いますが、誰も私腹を肥やそうとしていないのです。誰も私腹を肥やそうとしていないのですが、とにかく何とかして数字を作らなければいけないということで、みんなでそういうことをやり始めてしまったという事例です。

こういうパターンの不祥事というのは、会社ぐるみでやっていることもあって自浄作用が働かないのと、関与している人数が多いので、みんなの叡智が結集されてしまい、どんどん内容が複雑になって精緻になってしまって、個人の力で止めるのが難しくなってしまいます。しかも、複雑になるものだから、なかなかばれないのです。

そういうわけで、こういうパターンの不祥事は、すごく大きな不祥事に育ってしまうことが多いのです。芽の段階で摘み取られないので。だから、そういう不祥事をどうやって防ぐのかというのが、最近のコンプライアンスについてのトピックスの非常に大きなテーマです。

かつては、例えば横領や背任とか使い込みみたいな事例があると、そういうことがないように、例えば経理でダブルチェックしましょうとか、人事のローテーションを何年かに 1 回やりましょうとか、そういう仕組みづくりの議論がコンプライアンスにおいても中心でした。

ところが、最近、今申し上げたように、会社ぐるみでおかしな方向に行ってしまうというのを、なかなか会社の内部の組織で止めるというのは難しいので、ではこれをどうやって止めたらいいのだろうかというのが大きなトピックスに

なっていていっているということです。ですから、これから先後半を中心にいろいろな事例をご紹介しますが、その際も、このレジюмеの下にあるような伝統的な事例なのか、上のほうにある最近の事例なのか、最近よく出てくる事例なのかというのをなるべく意識してご説明するようにしたいと思います。

以上がコンプライアンスの発生要因の話で、レジюмеの8ページ（本誌29ページ）に移っていただきまして、では、どうしてこういうコンプライアンス事案が起きるのかということをご説明したいと思います。

不幸なことではありますが、毎年日本の企業でも不祥事というのは相次いでおりまして、そういうのをまとめてみると、おおよそこの三つぐらいの要素が働いて不正が発生するのではないかと言われています。これは特に立証されたわけではないですが、一般的にこういう整理がされているということです。

具体的には、機会、動機、正当化という三つの要素に分かれて整理がされています。

三つに分かれているのでこれ不正のトライアングルと題している人もいますが、このような不正のトライアングルの各要素を見ていくと、まずは機会です。不正行為の実行を許す環境と書いてありますが、平たい言葉でいうと不正行為のチャンスです。チャンスがなければ誰もやらないですから、裏を返せば、チャンスがあるからこそ不正行為の温床になるわけです。

それから左下にあります動機ですね。当然のことながら不正行為を実行する主観的な事情があればやらないですから。不正行為をしたいという欲求があるからこそ、不正行為が実行されるに至るわけです。そういう動機がなければ不祥事を抑止できる可能性が高まるということです。

それからもう一つ、右下に正当化と書いてあります。幸いなことに日本人はおおむね真面目ですので、当然不正行為のチャンスがあっても不正行為をしないと、良心の呵責があるというのが一般的な日本人なのだろうと思います。

そのため、この良心の呵責によって不祥事が止められればいいのですが、良心の呵責に対する口実ができてしまうと不正行為に一気に走ってしまう。要するに不正行為のように見えるけれども悪いことではないのだと自分の良心の呵責を乗り越えてしまう事情があるというのが日本の企業の不祥事の典型的なパターンだと言われています。

ですから、この三つをどうやって防いでいくのかと。大体この三つの問題が合わさると、合わせ技一本で不祥事が起きやすくなると言われていまして、うちの会社はどこが弱いのかなというところを考えていただくと。1個だけつぶせばいいというものではないので、三つそれぞれ三位一体でそれぞれ対応していくということが必要になると言われています。その対応の仕方は後ほど後半でご説明したいと思います。

それぞれ機会、動機、正当化と今申し上げた三つの要素がどのように働くのか

というのをもう少し細かく見ていきたいと思います。レジュメの9ページ（本誌30ページ）ですが、1番目の機会ですね。先ほど申し上げたように不正行為の実行を可能にする環境のことと書いてあります。これだけだと分からないので具体的にどういうことかと申しますと、例えば先ほど申し上げた二つの類型でいうと古典的なほう、会社のお金を使いこんでしまいましたとか、背任してましたというようなパターンでいうところの機会として、典型的なのは、ここに書いてあるように収入の管理とか経費の管理を1人の経理担当者が全部やっているというようなケースですね。こういうことになっていると、担当の人が代わるまで発覚しないケースというのが多いので、被害の回復が難しくなっていることが多いです。よく不祥事が明らかになったときに新聞で見るのが、何百万円横領したという罪で誰々という人が逮捕されましたと言いつつ、警視庁によると総額で横領が何億円にのぼると見られるというような報道です。なんで何億円も横領したのに数百万円の罪状で逮捕しているのかということ、一つには長年やっているから昔のことは時効になるからというものもありますが、あとは、長年やっているから昔のことは証拠がなくなっているということも大きいです。ですから何億円やりましたという自白を得られていても、何億円の横領があったという証拠がないと裁判になりません。従ってごくごく一部の金額でしか訴追できないというのがよくあるわけです。会社として、やっぱり多額の損害が長年にわたって発生してしまうという事態は当然避けるべきですから、こういう不正行為の実行を可能にする環境はどうやって防ごうかということは考えていかなければいけないということです。

次に、最近の不正事案においてよく言われているのが、会社ぐるみで不正をやっていると不正行為が業務の一環になってしまっていると。ですから実行を可能にする環境というか、みんな上司に言われて率先的に不正をやっているケースだと、機会があるとかないとかいうレベルではなくて、まさに業務そのものとしてやってしまっているので、不正が止められる要素が全然ないということになってしまうということです。東芝さんの件もそうですし、あるいは、くい打ちの事件については下請会社がデータの改ざんをしたのですが、どうもその会社では会社ぐるみでそのような行為が頻繁にされていたようだという認定がされています。いずれにせよ会社ぐるみの不正が行われていると、こういう機会というのは容易に形成されてしまいます。ですから、先ほど申し上げた機会、動機、正当化という三つのトライアングルの中で、なかなかこの機会だけで不祥事を全部防ぐというのは難しいと。つまり会社ぐるみでやってしまうと、もう機会というのはいくらでもできてしまうからだということをお分かりいただければと思います。

次がレジュメ10ページ（本誌30ページ）の動機という項目です。動機というのは簡単でして、不正行為をしたいというまさに主観的な事情です。古典的な不

正事案の動機はもう皆さんすぐお分かりだと思います。借金で首が回らないとか、左遷された恨みを晴らしたいとか、あいつの足を引っ張ってやりたいとか、そういう分かりやすい動機です。

一方、最近の不正事案における動機はもう少しややこしくて、前任者からこうやるのだと言われて引き継ぎましたとか、あるいは上司にこうやれと言われたらからそのようにやっておけば波風が立たないからやりましたとなると、借金を返したいとかというような動機に比べると、やや真っ当と言い過ぎですが、理解できなくはない動機をもって行われることとなります。

ですから、先ほど申し上げたように会社ぐるみの不正事案の場合には、機会もいくらでもありますし、動機も上司に言われたからですとなると、なかなかそれをやめなさいというのが難しいということになって、動機についても会社ぐるみで行われる最近の不正事案においては、結構止めるのが難しいというのがここでもお分かりになるのではないかと思います。

三つの要素の最後の正当化という要素ですが、お手元のレジュメだと11ページ（本誌31ページ）です。先ほど申し上げたように、これは不正行為を行うときに感じるはずの良心の呵責に対する口実のことです。これも古典的な不正事案では正当化はどのように説明されていたかということ、盗んだのではなくて借りただけですと。ギャンブルで儲けたら返しますというのが典型的なケースです。それが返せるかどうかはともかく、盗んだのではなくて借りただけだからいいだろうと。それから、他にありそうなものとして、そもそも自分が左遷されたのがおかしいのだという屁理屈です。会社がおかしいのだから自分がこういう不祥事をやるのは悪くない、会社のほうが悪いというのは典型的な昔の事案の不正の事案における正当化のための屁理屈です。

それに対して最近の不正事案における正当化というのは結構やっかいです。例えばこうすれば会社や従業員の雇用が守られるとか、みんながやっているのだから自分だけが悪いわけではないかという正当化がされるからです。こう言われてみると、特に最初のほうの会社とか従業員の雇用が守られて、ひいては家族も守られるというように言われてしまうと、もっともらしく聞こえてしまいます。例えば会社ぐるみの不祥事が行われている会社で、ある従業員が、こんな不正はおかしい、やっぱり直すべきではないかと考えたときに、上司に、「いや、お前が我慢していれば会社は守られる」と、「みんなの雇用も家族も守られる」と言われると、それを乗り越えるのはなかなか難しいです。

ですから、今まで申し上げてきたように、動機、機会、正当化の三つの要素それぞれについて、特に最近の不正事案の場合はこれという特効薬がない。こういうふうな会社ぐるみで隠ぺいを図ろうとすると、なかなかそれを誰かが止めるというのはできない。

ちょっと脱線ですが、外国の弁護士とか外国の企業の人と話していると、念頭

に置いているケースが結構違います。属人的な要素から来る不正事案を念頭に置いて議論しているケースが多いです。放っておくと社長が何十億円も給料を勝手に持って行ってしまうからそれを防ごうとか、そういう感覚でコーポレートガバナンスとか内部統制の議論がされることも多いです。ところが、日本の場合は、古典的な不正事案もないとは言わないですが、どちらかと言うとみんな非常に真面目に不祥事をやってしまう。会社を守るためっていう口実でやってしまうので、なかなか外国における議論をそのまま輸入すれば日本で不祥事が防げるわけではないということにつながっていると思います。



会場の風景（東京）

少し前置きが長くなりましたが、以上のような発生要因を踏まえた上で、最近起きた事例というのはどのように分析できるかという後半の話に入っていきます。お手元のレジユメの12ページ（本誌31ページ）です。

まず、例のくい打ちの事件ですが、この件については、本日の講演でどの会社が悪かったのかといったことを申し上げるものではまったくございません。むしろどの会社でも生じる可能性がある事案だという認識をお持ちいただいて、コンプライアンスの観点から、不祥事の未然の防止ですとか再発防止を考える教材の一つとして取り上げさせていただくことを、あらかじめ申し上げます。

このマンションのくい打ち事件については、皆様業界の方ですからよくご存

知だと思いますが、一応関係者としてはレジユメに記載した形になっていました。元請の施工業者がいて、一次下請、二次下請とあって、実際にくい打ち機を動かしていたのは、くい打ち機が1号機・2号機と二つあったのですが、二次下請業者さんの下請に入っていた別々の会社であったという事案です。

この事案でどういう不祥事が起きたのかというと、13ページ(本誌32ページ)に書いてあります。これは皆様の業界のことですのでおそらくご存知だと思うので簡単に触れますが、2機にくい打ち機のうち1機ですねー1機はちゃんとしていたのですー、1機で電流計のデータ38本、流量計データ45本の流用が行われたという事件でした。それでマンションにずれが生じて発覚しました。

このような流用が行われた原因については、旭化成さんの調査報告書でいろいろ書かれているのですが、そもそも電流計・流量計の性能がよくなかったというのも一つあるようです。それから、現場の責任者の方が計器の使い方に慣れていなかった。あとは、現場の責任者と、実際に現場で働いている施工の人員の方が異なる会社の人で、例えば現場の責任者がちょっと席をはずすときに、ちょっとデータ見ておいてと、データを取っておいてというような簡単にものを頼める関係ではなくて、なかなか連携が不足していた。さらには、だんだん細かいことになっていきますが、現場の事務所が整理整頓されていなくて、データの取得の失敗だとか、せっかく取ったデータがどこか行ってしまったとか、そういうのが相次いだということも指摘されています。

実際の流用の手口ですが、何か特殊なソフトを使って非常に精緻なものを作ったというわけでは全然なくて、別のくいのデータをコピーしたり、複数のくいのデータを切り貼りするなど、手口としては非常に単純だったということがこの件に関する報告書では報告されています。

ですから、こういうものをご覧になって、一番下の流用手口はともあれ、上五つをご覧になって、ああ、うちの会社でもありそうだなと思うのであれば、それはやはり他山の石として速やかに改良を図っていただくということが必要だと思います。特に複数当てはまるというような会社さんの場合には、全然脅すわけではないですが、いつ類似の事案が起きてもおかしくないと思いますので、業界全体で、こういうことを教訓に是正を図っていく材料に使っていただきたいと思っています。

このように、報告書ではこういうところが問題だったねということで何点が指摘されていますが、これを先ほど申し上げた不正のトライアングルというのに当てはめてみるとどうなるかというのが14ページ(本誌32ページ)の内容でございます。機会、動機、正当化の三つうち、まず機会ですが、やはり大きいのが施工の体制です。先ほど申し上げたように、そもそも電流計・流量計の性能がよくなかったとかあるいは、報告書でも言われていますが、元請会社がデータの記録の原本の提出は求めなかったということで、だからこそ切り貼りが可能

になったのだということも指摘がされています。このあたりはもしかすると、私より皆様のほうがよっぽど現場には詳しいので、いやいや、そんな原本提出なんてどこもやっていないでしょうと、もしかしたらお思いになるかもしれません。それはそうかもしれないですが、こういう事件が起きると、業界の慣行みたいなものは通じなくなってきました。やはり、今はゼロベースで考えて、こういう事態がもう一度起きないようにするためにはどういう施工体制を作ればいいのかというところを、幸か不幸かこういう事件が明るみに出ましたので、ゼロベースで考えるということが今求められていると思っています。

続いて動機としては、報告書で言われているのは、納期のプレッシャーです。データをすべてそろえる必要があるから流用もやむを得ないという意識があったということが指摘されています。納期のプレッシャーを感じることは自体は大事なことでありまして、漫然と工事をして納期に遅れるのはもちろん困るわけなので、不祥事を生む可能性がある動機が存在することは否定できません。否定できないので、それを前提としつつ、機会とか正当化をどうやってつぶしていくかということが本件では大事だということです。

ではその正当化はどうだったかということ、慣行でありまして、現場責任者が勤務していた会社ではデータ流用が従来から当たり前のように行われていたという指摘がされています。先輩もみんながやっていたということのようです。あともう一つ、報告書がいう正当化の要素として、担当者の方が、データだけではなくてくい打ち機の震動ですとかモーター音とか、そういうところも考慮してくいが到達しているかどうかというのを判断すればいいと考えていたらしいということが挙げられています。ですからデータというのはあくまで一つの要素であって、べつにデータを全部取ることが大事というわけではないというふうに考えることで、データの流用が正当化されていたということが言われています。もしかしたらこの正当化は業界の中ではわりと市民権がある考え方なのかもしれません。ただ、今こういうふう在世間を騒がせて世間の耳目を集めるに至っている現在においては、伝統的にこうやっているからというのは正当化根拠にならないと思います。これまでこうだったからってということは、もはや正当化としてはあまり通じないというふうに認識をしていただく必要があるのかなと思っています。

少し脱線しますが、建設業界の特徴として、人間の生命とか身体の高リスクに直結する建物に携わる業界ですので、非常に国民からの関心が高いという点が挙げられます。同じように関心が高い業界として食品業界が挙げられますが、国民全体の意識からみても、安全性に対するハードルが非常に高い業界の一つであるという特殊性を建設業界はお持ちです。

ですから、そういう人の生命や身体、生活に安全に直結しているという建設業の宿命から、道義的責任はもちろん、裁判になった場合の法律的な責任というの

も、当然のことながら、他の業界と比べても重くなる傾向にあるというところは認識していただく必要があるのかなと思います。

つまり、裁判所に行くと、裁判官はもちろんいろいろ見るわけですが、これは人が住むことが分かっているのだから安全に作らなければ駄目だよねという素朴な感覚を持たれる可能性が非常に高いと思います。ですので、業界においては、やはり安全性—もちろんこれまでも十分留意されてこられたと思いますが—に対する国民の目、あるいは裁判所の目というのは、これから厳しくなることはあっても緩くなることというのはまずないという意識を持っていただく必要があります。

こう考えると、業界の慣行というのが必ずしも世間では通用しないということは想像に難くないと思います。業界の慣行というのは便利ですが、有事になるとちょっと説明しにくいです。メディアの方とか役所に対して業界の慣行ですからと言っても、だからどうしたと言われてしまうところがあります。実は、業界の慣行と言うのは、有事にあんまり業界を守ってくれないという傾向もあるので、そのあたりを含めて直せるところは直そうという感覚でいたほうがよろしいのかなと思っています。

それから、建設業界の今の事案については皆様のほうが多分よほど把握していらっしゃると思うので、ほかの事案もいくつか紹介したいと思います。

本日は、時間の関係で残り二つをご紹介したいと思っていまして、まず、2015年のトピックスということで社会の耳目を集めた大きな事件として東芝事件がありますので、東芝事件についても15ページ(本誌33ページ)でご紹介をさせていただきます。

東芝事件は、先ほど申し上げた不正事案の類型でいうと典型的な最近の事例で、真面目な会社が会社ぐるみで不正会計に取り組んでしまったという典型的な事例ですね。このレジュメでも六つほど不正会計の手段を紹介していますが、本日は不正会計の手段を学んで帰っていただく講演ではなくて、コンプライアンスに気をつけましょうという講演なので、この不正会計の手段については、細かくはご説明を致しません。

この事件で何を学ぶべきかという、組織ぐるみで監査のプロであるはずの監査法人に対して事実を隠蔽しようとする、結構できてしまうということです。もちろん監査法人もちゃんとやっていると思いますが、これほどの大きな会社で組織ぐるみでやられると、なかなか見抜けません。組織ぐるみの不祥事の場合には、なかなかそれを止める機会と先ほど申し上げましたが、監査法人ですら気付かないので簡単には止められないよということがこの事件で分かったと思います。

ですからこの事件は、本日の主題であるコンプライアンスとか内部統制とか、そういった点から見ると、繰り返しですけれども、組織ぐるみの不正はなかなか

既存の手立てでは防げないという、すごく大きな教訓を日本のコンプライアンスであるとか内部統制に対する議論に与えたと思っています。というのも、報道でご覧になったかもしれないですが、東芝は、実はガバナンスの先進企業といわれていました。いち早くアメリカ型のガバナンスを取り入れて、日本の上場企業のガバナンスを引っ張っている会社だという認識を持たれていました。その会社でこういうことが長年にわたって起きていたということは、特に、アメリカ型のコーポレートガバナンスのシステムこそが素晴らしいと、だから早く日本もアメリカ型の制度にすべきだと言っていた人たちにとって、かなりショッキングな出来事だったと思います。

ただ、これはおかしいことではなくて、先ほど来申し上げているように、企業ぐるみで不祥事を行おうとすると、制度がアメリカ型であろうが従来の日本企業の採用してきた監査役型の会社であろうと、そういうことは関係ないのです。ある制度を採用すれば企業ぐるみの不祥事も防ぐことができるのか、そういった制度論の問題ではないということが分かったという意味で、この東芝の事件は貴重な事案でした。

この東芝事件を機会、動機、正当化というトライアングルに当てはめて検討しているのが16ページ（本誌33ページ）です。まず機会については、既に申し上げてしまいましたが、要するに会社ぐるみだということです。会社ぐるみだと何年にもわたって、ほぼ通常業務であるかのように不適切会計に関する作業が行われているので、もう社内の随所で不正の機会があるようなものなので、もう止めようがない。

それから動機は、利益計上のプレッシャーでした。既に赤字案件となっていた案件について、さらなる損失計上しにくいという意識ですとか、予算の必達の非常に厳しいプレッシャーが動機になりました。この動機はやっぱり理解できるのです。予算を達成しようというのは皆さんの会社でも当たり前のように思われていることで、予算必達のプレッシャーを感じることは決して悪いことではないのです。それが不正という手段に結びついてしまうということこそが問題なのです。

最後に、この件でどういう正当化の要素があったのかということ、会社ぐるみだったということで、損失が出ているから引当金を計上しましょうといっても上司が認めてくれない、駄目だという以上は数字を隠すしかないということです。上司が認めてくれない以上はやむを得ないという雰囲気ですとか、あるいは社長からの「チャレンジ」の指示が厳しく、会計不正しか方法がないと割り切らざるを得なかったとか。このように、会社ぐるみの不祥事を防ぐには、利益の必達とか予算の必達というのは大事ですが、それを不正の手段でやるというのはやっぱり駄目でしょうということを、経営陣を含めて会社全体で常識として持っていないと、動機が先走ってしまうリスクが大きいわけです。

以上が東芝事件のご紹介でございまして、続きまして、17 ページ（本誌 34 ページ）に小僧寿し事件をご紹介します。ここでどういう事件が起こったかという、小僧寿しには、いなり寿司の皮とかマグロとかの仕入先があるのですが、ある仕入先から出向で来ている人がいました。その人が架空発注を繰り返していたことが出向終了後に分かったという事案です。

この事案では、仕入先からの出向者が出向元である会社に対する架空発注を繰り返していたのですが、発注だけだと、本来は支払にすぐには結びつかないはずですが、ところが、この会社の場合は支払業務もその人が発注業務と一緒に自分でやっていて、発注に伴う支払通知書も本来郵送されるはずが、自分で直接仕入先に持参していたということで誰も気づかなかったようです。

三番目に、仕入先からすると、納品している実績がないのにもかかわらずお金が入ってくることになるので、本来おかしいと気付くはずですが、そういう連絡も小僧寿し側になかったようです。仕入先は関与否定と書いてありますが、仕入先は知らないと言い張っているようです。結局、出向者に出向元との取引を丸投げしていたため誰も気づかなかったということです。

仕入先が本当に全く知らなかったのかはよく分からないのですが、不正行為に関与された方は亡くなっているということで真相については不明のままというのが現状のところではあります。これもこういう事件があったということで認識いただくとともに、うちの会社に似たようなことないかなということにはお気をつけいただければと思います。つまり誰かに丸投げ、やらせっ放し、スムーズだから 1 人でやっていたらいいやというようなことがないかどうかというのは検証してみただければと思います。

この事件について、例によって機会、動機、正当化という三つの要素に当てはめてみたものが 18 ページ（本誌 34 ページ）です。関係者の方が亡くなっているため不明なところも多いのですが、まず機会としては確実に言えるのは発注体制がずさんだったことです。担当者に発注業務が丸投げされていたことです。しかも発注後自動的に支払通知書が作成されてしまうので、経理部のチェックが働かない仕組みになっていた点も大きいところとして、発注したからといって経理部が誰かストップできればよかったのですが、そういう仕組みにならなかったというところで、発注体制が非常にもろかったというのが一つ大きなポイントではないかと思えます。

動機については、関係者が亡くなっているため不明としています。何らか自分の所属元から指示があった可能性もないとは言えないのですが、仮に仕入れ先から何らか指示があったとすれば、不正行為に関与された方も非常にお気の毒で、出身母体から言われていたという点で正当化の理由もあっただろうと思われるところです。

以上のように、2015 年に起きた三つの事案をそれぞれご紹介してきたわけで

すが、くい打ちの事件は、下請業者をはじめとして現場レベルで発生した、業界の慣行を比較的重視してしまったために起きてしまった事案。次の東芝事件は、まさに企業ぐるみで行われた不正の事案。最後の小僧寿し事件は、架空発注というある意味典型的な事案でした。

これから先も残念ながら不祥事がなくなるということはないと思いますので、例えば皆さんがこれから先、非常に大きな事案が同業者あるいは日本の企業で起きたときに、こういう三つの要素－機会、動機、正当化－に分解していただいて、うちの会社で当てはまるものはないかなという思考回路でそれぞれの事案を他山の石として検討していただくということが、これから先各社においてのコンプライアンスのためには非常に重要ではないかと思っています。

以上のような事例を踏まえた上で、最後に、この事例を受けてどういうことに気をつけていけばいいのかについて説明します。

具体的には、平時のコンプライアンスということで 19 ページ（本誌 35 ページ）に書かせていただいています。平時のコンプライアンスを支える仕組みとして、先ほど来申し上げている内部統制があるのですが、この内部統制をどのようにすればうまくできるか、皆さん悩んでいらっしゃると思います。私がこういう順番でお考えいただくとよいのかなと思うところを書かせていただいたのですが、まず一番上、リスク把握と書いてありますけれども、うちの会社でどういう事態が起きると困るかなということをまず洗い出してみる。これは、いわゆるヒヤリハットを集めるのもいいですし、取引先とのトラブル、クレームを集めてみるのもいいですし、あるいは内部監査部門の報告書を集めてみるのもいいですし、とにかくどういう事態が起きると困るかということを考えてみる。

その上で、ここから先が大事なのですが、リスクの全部を避けようとするとも内部統制がとんでもなく肥大化するので、会社にとって仕方がないリスクと避ける必要のあるリスクというのに分け、避けるべきリスクを抽出した上で、そのリスクのヘッジの方法を考えていきます。

例えば、くい打ちの事件でいうと、下請で何かあると困りますよというリスクが元請にはあるわけです。下請でくい打ちの不正が、データの不正が起きると困りますよというリスクを把握したとして、じゃあ下請をやめようという選択をするのは、必ずしも適切ではありません。避けるべきリスクを防ぐ手段としては、下請に対してきちんと手順を伝える、あるいはちゃんと報告をしてもらおうとか、そういう形の解決を図るべきであって、十把一絡げに下請を何から何まで全部内製化してしまえというのは正解ではないと思います。内部統制やコンプライアンスの考え方でよく陥りがちなのが、リスクを回避しようとしすぎて重装備になり過ぎることという点でして、そうならないように現実的な回避策を考える姿勢を大事にしていきたいと思います。

似たような話として、レジュメでいうと三番目の予防策の実施のところでは

て、予防策のうち現実味のあるものをやらないと、作っただけになってしまいます。分かりやすい例が、膨大な社内規程をやたらに作って、結局誰も守らないというパターンです。

例えば、これからはグループ内部統制が大事だということで、子会社全部について親会社が面倒を見ますみたいな規程を作っても、どうせ運用できません。逆に、そういう規程にすると、かえって裁判では不利です。自分でやるといったことを守っていないので、それだけで過失があると認定されてしまい、裁判所にはネガティブに評価されるでしょう。

ですから、ここで申し上げたいのは、できることからやればよいということです。できる範囲で、内部で現実味のあるものからまず実施していく、最初から満点を目指さないということが非常に重要です。

冒頭コーポレートガバナンスについて申し上げましたが、内部統制も一緒に、どの会社にも唯一絶対の正解の内部統制というのはありません。当然人員も違いますし、企業の構造も違います。ですから、やれるところからやるというぐらゐの気持ちで、本日申し上げた三つの事例を見て、うちの会社はこれに当てはまってしまふなというところから塞いでいくということでもまずは十分です。

それから、平時のコンプライアンスのところでもう一つ意識していただきたいのが、だいぶ口を酸っぱくして申し上げてきたのもう聞き飽きたと言われるかもしれませんが、機会、動機、正当化という三つの要素を意識してバランスよく配慮するという事です。お手元のレジュメ 20 ページ (本誌 35 ページ) ですが、よくコンプライアンスであるのが、これからはコンプライアンスが大事だと言って、とにかくコンプライアンス研修を全社員にすごく頻繁にやらせませうという方がいます。

それはそれでいいのですが、動機を防ぐことに注力しても、機会とか正当化というほかの要素がお留守になっていると、やっぱり結果的に不祥事を防げない。同じように、機会だけを防ごうとして、ものすごく厳しい会計処理の制度にしたところで、悪いことをしようとする人は、当然裏をくぐり抜けようとするわけで、イタチごっこの部分があります。

従って、機会、動機、正当化というものをバランスよく配慮するということが非常に重要でして、どれか 1 個をやれば不祥事が生じないようになるというわけではないということです。

以上のようなことは、口で言うのは簡単ですが、実際にやってみるのは難しいです。ですから、最初から満点を狙わないというも申し上げるようにしています。今年度はとりあえずここ、来年度はあそこというように、具体的なハードルを低めにしてやれるところをやっていく。ですから先ほど申し上げた三つの事案の中で、うちの会社に当てはまるなというところがあったら、まずそこからでいいと思います。2015 年に話題になった事例はとりあえず塞いでおきましょうと。

2016年も、また多かれ少なかれ不祥事が報道されるでしょうから、そういう事案を見て、うちもこれ当てはまるなというところがあればその都度塞いでいくと。そういった目線で、あまり構え過ぎずにやっていただければよろしいかと思えます。

次に、有事のコンプライアンスについては21ページ(本誌36ページ)以降で簡単にまとめさせていただきました。有事になるとだいぶ話が変わってきまして、リスク把握とか予防策とか言っている場合ではなくて、とにかく起きていることをどうにかしなければいけないのですが、その場合にやることは三つです。とにかく事実の把握。発覚した件のほかに同様の件がないかどうか。次に原因の究明。先ほど申し上げたように機会、動機、正当化の三つの観点からどうしてこういうことが起きたのだろうということを考える。最後に再発防止策を考える。こういう順番でやらないと、最初から再発防止策を考えてもうまくいきません。それから、再発防止策のところにも「あつものに懲りてなますを吹く」を避けると書いてありますが、先ほどの内部統制と一緒に、再発防止という名目で色々な手続をガチガチにやろうとすると企業が回らないのです。そういう必要は必ずしもないですよということです。

ちょうど有事のコンプライアンスという意味では非常にいい教材がくい打ち問題の件でありますので、これを次にご紹介します。22ページ(本誌36ページ)です。私も仕事柄いろいろ不祥事の案件に携わることがあって、そういう経験から照らしてみても今回のくい打ち問題についての再発防止というのは非常にレベルが高いと思います。ですから、非常に真面目に考えられたのだと思います。関係者の方に非常に敬意を表していますし、ここでご紹介する価値が高いと思いが紹介させていただきます。

この件では、どのように原因究明がされたかということ、まずデータ欠落が発生しやすい状況があるとか、現場責任者の意識が足りなかった、元請会社の管理の問題もあったという分析をされています。これは、先ほど申し上げた不正のトライアングルの議論に非常に忠実に沿って検討しています。例えば、一番上のデータ欠落が発生しやすい状況の存在。これはまさに機会です。その機会に着目してこういう原因があったのだという分析をされました。

それから二番目の、施工データの重要性の教育が欠如していたというあたりは動機です。次の、施工データの重要性に対する現場責任者の意識ということで、これは動機や正当化の要素です。施工データ軽視の風潮があり、それが不祥事の一因だというふうに分析しています。

このようなわけで、くい打ち問題においては、原因究明について、先ほど申し上げた三つの要素に着目してきちんと分析をされています。このような分析がきちんとできて原因の究明ができたからこそ再発防止策も非常に道理にかなったものになっています。

レジュメの 23 ページ (本誌 37 ページ) ですが、五角形のいちばん上に施工データの確実な取得・管理とありますが、これはまさに機会です。不正の機会を防ぎましょうということで施工データの確実な取得・管理が提言されています。それから、下請業者からの報告をきちんと受けるようにしましょうという報告ルート整備というの、機会を防ぎましょうということです。次に、適切な管理体制の構築。これも機会です。きちんと管理体制を構築することによって不正のチャンスというのを生まれないようにしようと。ですから、右三つは機会に着目した再発防止策を取っています。

さらに左下、現場責任者および作業員への教育の実施。これは動機を防ぐということです。納期は大事ですが、納期を守るのと不正をするのだったら、それは不正をしないほうが大事だという教育をされるというところだと思います。これは動機に着目した再発防止策です。

最後に左上で組織・人・意識の問題への施策ということで、これは正当化に着目した再発防止策ですよね。現場の慣行だからというのは許さない。慣行だからいいのだと、みんなやっているからいいのだというのではなくて、組織全体、人全体の意識改革をするということもまとめられていまして、この辺は三つの要素でいうと正当化の要素で書いてあります。

このようにご覧いただきますと、それぞれ何となくばらばらに見えてきた再発防止策が、実は有機的に関連していて、三位一体となって再発を防止するように作られていることはお分かりになると思います。ですから、そういう意味でこのくい打ち問題における再発防止策というのは、起きてしまったことは不幸だったと思いますが、再発防止策は非常に道理にかなっておりまして、綿密に検討された結果なのだろうなと思っています。

最後に、ちょっと繰り返しのところも多くて恐縮ですが、普段は何に気をつけるかですが、心構えとしてやっぱり不正をゼロにするということにはできないと思います。そこははっきり認識したほうがいいと思います。ですから、ゼロにすることはできないのだけれども、ゼロを目指すこと、不正が起きる可能性をできるだけ減らすということが大事だと思います。

では、その不正が起きる可能性をできるだけ減らすにはどうすればいいのかというと、先ほど申し上げたところですが、当社の弱みって何なのだろうということです。管理体制が脆弱なところなのか、それとも物がほかの仕入先に頼っているとか、そういったリスクを素直に見つめて、対処できるものは対処するところが重要です。全部が全部 1 日に直せるものではないので、時間がかかってもいいから課題が何かということ認識するというのが大事かというふうに思います。

コンプライアンスについては、ここに書かせていただいているように、コンプ

ライアンスにお金をかけてもべつに売上が増えるわけではないし、利益が上がるわけではないですが、ただ、何か起きたとき、あるいは不祥事が起きてもおかしくなかった不祥事を未然に防いでくれるという機能はあるわけです。1億円損するより100万円損するほうがましであることは明らかなので、会社の危機であるとか、あるいは損失の発生を防止してくれる保険のような役割なのだということでご認識をいただければと思っています。

どうしてもコンプライアンスというと、あれは駄目、これは駄目という人たちがみたく見られますが、そうではなくて、できる部分について弱いところから順番に対処していくということ意識していただければ、そんなに社内の軋轢を無駄に生むということもないと思いますので、そんなに難しいことではないと。直近に起こった案件から学んで大きいところからつぶしていけばいいのだという感覚でよろしいかと思います。

いちばん最後25ページ(本誌38ページ)のところ、有事はどうするかというところですが、有事については起きてから考えればいいので簡単に申し上げますと、先ほど申し上げたように事実を把握して、原因を究明して再発を防止するという3点セットを守るというのに尽きるのですが、これがなかなかできるようでできない。記者会見とか見ているとしどろもどろになっている例も多いです。あれは、この三つの順番が分かっていなくて、まず再発防止策とかをいきなり口走ってしまったりすると、後々収集がつかないということですが、このあたりは、そのときになったら考えるということで、このレジュメはあくまで困ったときにご参考として取っておいていただければというところでございます。ちょうどお時間になりましたので、私の講演はこの辺で終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

平成28年3月  
公益財団法人 建設業適正取引推進機構  
建設法務セミナー

## 近時のコンプライアンスに関するトピックス ～2015年に問題となった事例を中心に～

中村・角田・松本法律事務所  
弁護士 仁科秀隆

1

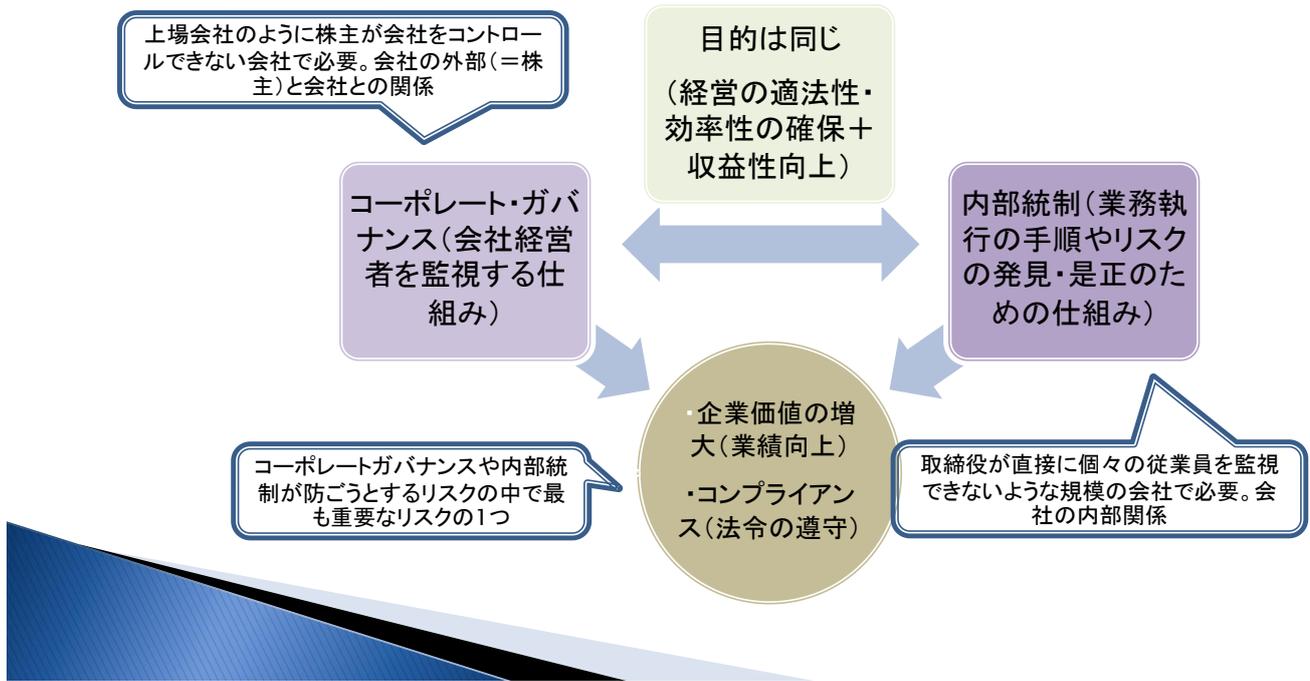
### 目次

1. 導入
2. コンプライアンス事案の発生要因
3. 事例紹介
4. 事例を受けた検討
5. まとめ

2

# 1. 導入

(1) 「コーポレート・ガバナンス」「内部統制」「コンプライアンス」とは何か？我が社に関係あるのか？

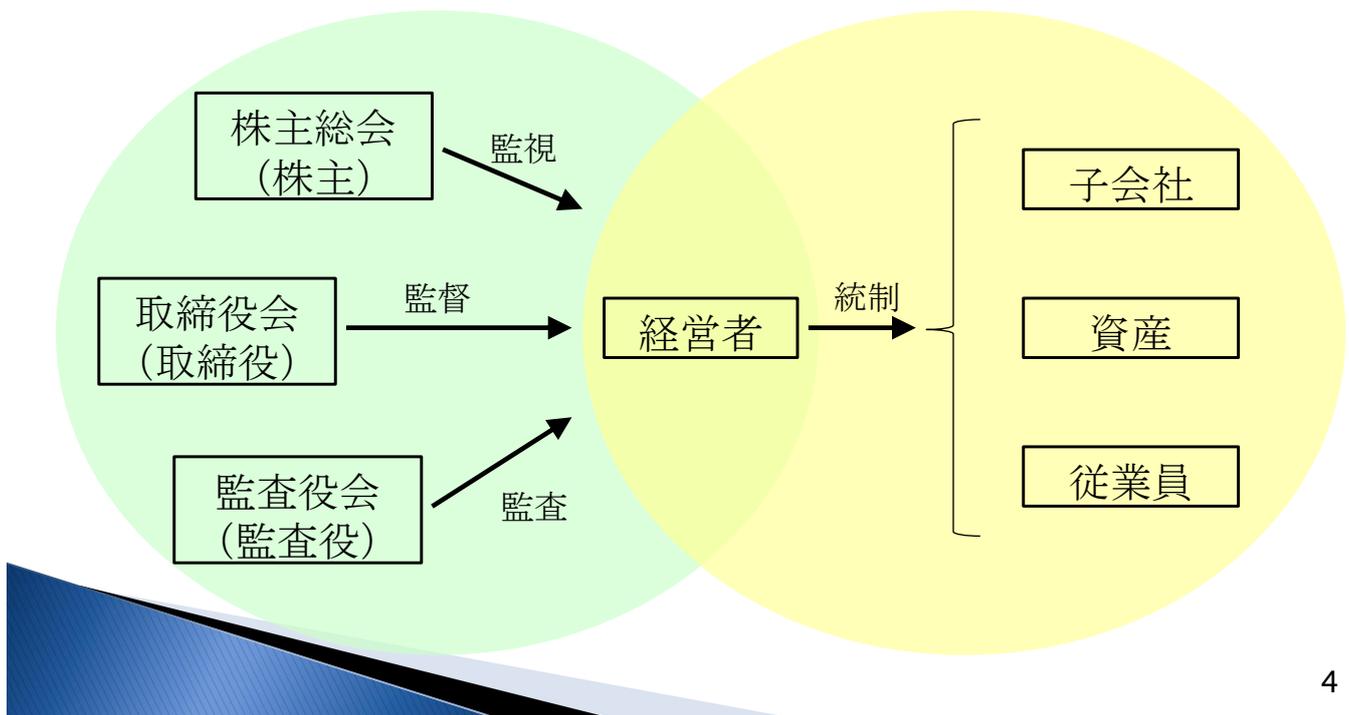


3

# 1. 導入

コーポレートガバナンス

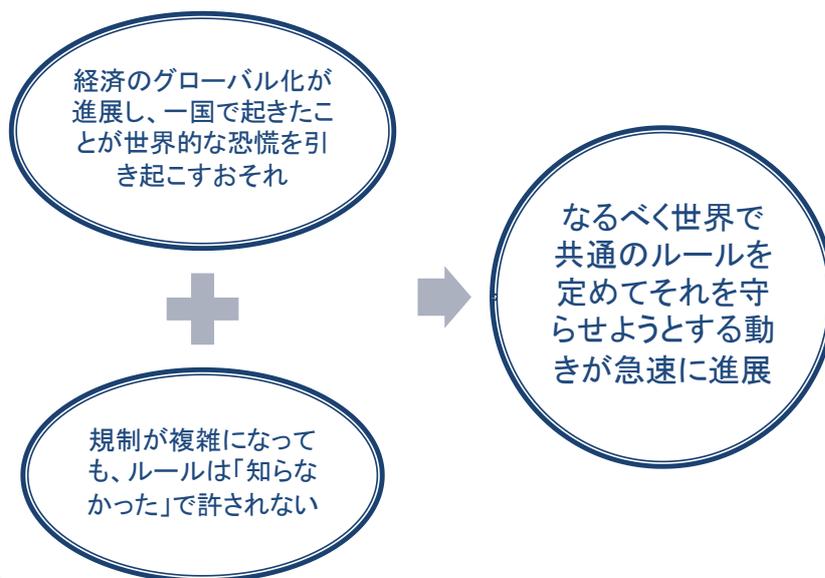
内部統制



4

# 1. 導入

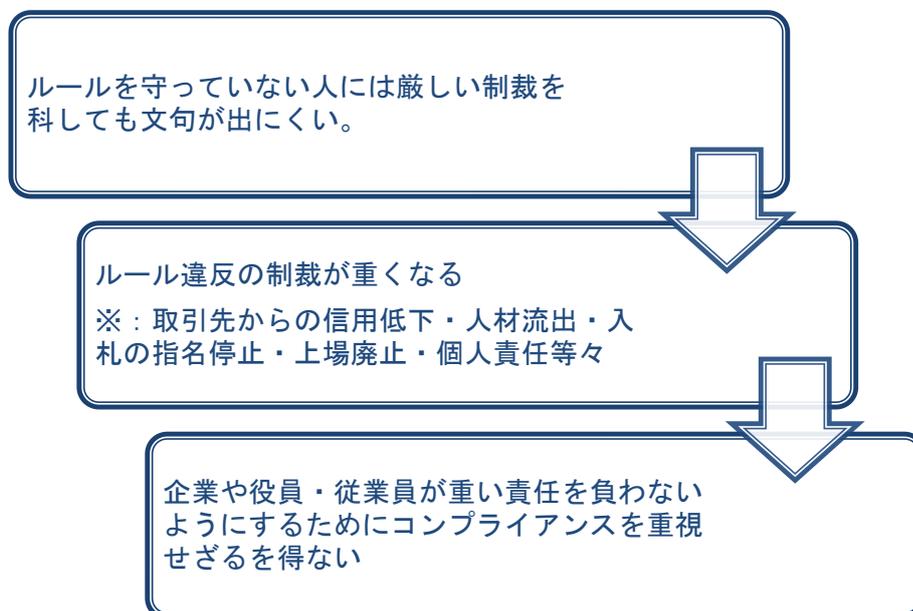
(2) なぜ最近「コンプライアンス」が叫ばれるのか？  
法令遵守は昔からしていたではないか？



5

# 1. 導入

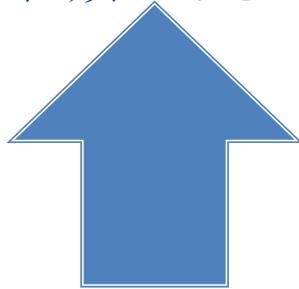
(2) なぜ最近「コンプライアンス」が叫ばれるのか？



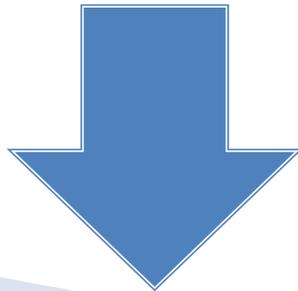
6

## 2. コンプライアンス事案の発生要因

- ▶ 最近のコンプライアンス事案（不正事案）には2つの種類がある

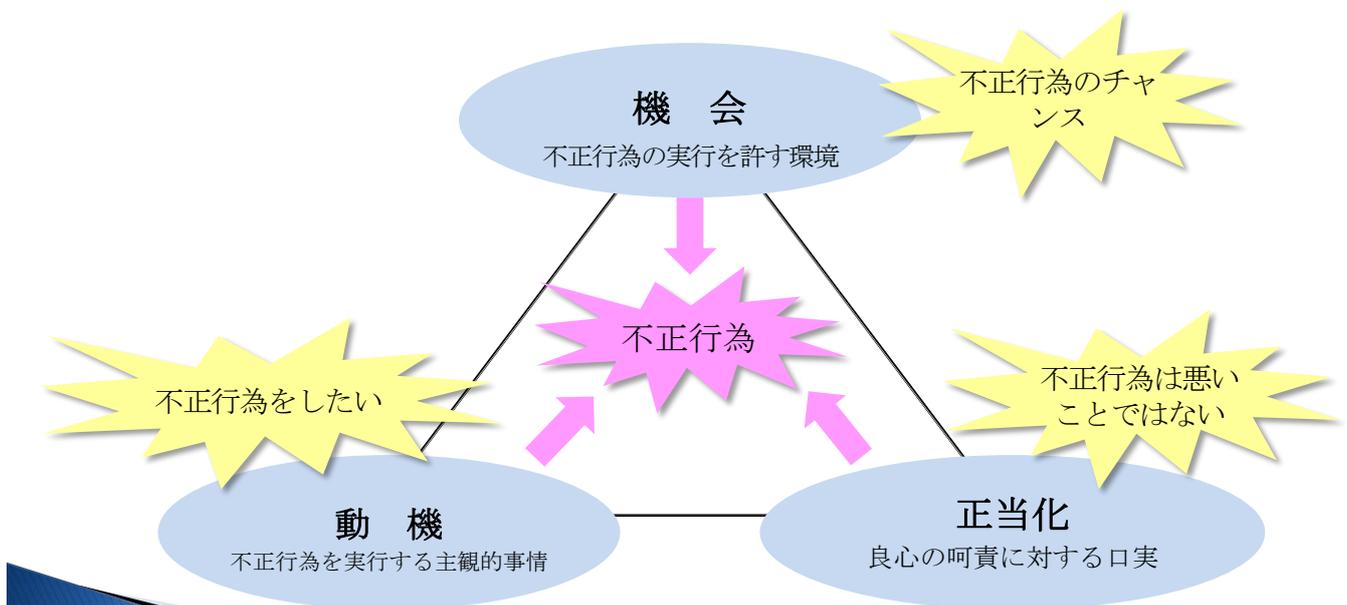


最近では真面目な企業が会社の防衛のために行う不祥事が増加。会社ぐるみで行われてしまうため、内容が複雑で、個人の力で是正を図るのが難しい



かつては横領や背任などの、個人的な動機（経済的動機や怨嗟等）で生じるわかりやすい不祥事が多かったが、最近では目立たなくなりつつある

## 2. コンプライアンス事案の発生要因



## 2. コンプライアンス事案の発生要因

### ▶ 不正事案を引き起こす3つの要素

#### ① 機 会

不正行為の実行を可能にする環境のこと。

古典的な不正事案における機会:1人の経理担当者に権限が集中している

最近の不正事案における機会:会社ぐるみなので、不正行為が業務の一環になってしまっている

## 2. コンプライアンス事案の発生要因

### ▶ 不正事案を引き起こす3つの要素

#### ② 動 機

不正行為を実行しようとする主観的事情

古典的な不正事案における動機:「個人の借金を返したい」「左遷された恨みを晴らしたい」

最近の不正事案における動機:「前任者から引き継ぎを受けた」「上司に指示された通りにしておいた方が波風が立たない」

## 2. コンプライアンス事案の発生要因

### ▶ 不正事案を引き起こす3つの要素

#### ③ 正 当 化

不正行為を行う時に感じるはずの「良心の呵責」に対する口実

古典的な不正事案における正当化:「盗んだのではなく借りただけ」「そもそも自分が左遷されたことがおかしいので、会社の方が悪い」

最近の不正事案における正当化:「こうすれば会社や従業員の雇用が守られる」「みんながやっている。自分だけが悪いわけではない」

11

## 3. 事例紹介

### (1) マンションくい打ち事件

#### 関係者

元請施工業者	三井住友建設株式会社 所長 (O氏、P氏)
一次下請業者	株式会社日立ハイテクノロジーズ 担当責任者 (R氏)
二次下請業者	旭化成建材株式会社 主任技術者 (I氏) (1号機) 現場責任者 (C氏) (2号機) 現場責任者 (A氏)
(1号機) 下請業者 a社	(2号機) 下請業者 b社
オペレーター 1名(D氏)	オペレーター 1名(B氏)
手元 2名	手元 2名
プラントマン 1名	プラントマン 1名
残土処理 1名	残土処理 1名
溶接工 1名	溶接工 1名
クレーン 1名	クレーン 1名

(出典：旭化成外部調査委員会中間報告書)

12

### 3. 事例紹介

#### (1) マンションくい打ち事件

現場の統  
率が取れ  
ずに不祥  
事を防ぐ  
ことがで  
きなかつ  
た事件

2機のくい打ち機のうち1機で電流計データ38本、流量計データ45本の流用が行われる

電流計・流量計の性能がよくなかった

現場責任者が流量計の使い方に慣れていなかった

現場責任者と施工人員が異なる会社に属しており連携不足・人員不足だった

現場事務所が整理整頓されておらず、データの取得の失敗や取得後の紛失等が相次いだ

流用の手口は、別の杭のデータをコピーしたり複数の杭のデータを切り貼りするなど単純なもの

13

### 3. 事例紹介

#### (1) マンションくい打ち事件

**機会** 施行体制

- ・元請会社はデータの記録の原本の提出を求めなかった(施工報告書添付のコピーの確認のみ)

**動機** 納期のプレッシャー

- ・データを全て揃える必要があるから流用もやむを得ないという意識

**正当化** 慣行

- ・現場責任者が勤務していた会社ではデータ流用が従来から当たり前のように行われていた
- ・くい打ち機の震動やモーター音等も考慮して判断すればよいと考えていた

14

### 3. 事例紹介

#### (2) 東芝事件

真面目な  
会社が会  
社ぐるみ  
で不正会  
計に取り  
組んでし  
まった事  
件

赤字受注をしながら工事損失引当金が適時適切に計上されていなかった

下請への注文書の発行を遅らせ、工事費用の減額交渉を口実に下請けへの工事代金を工事原価に含めなかった

外貨建手配品について、直近ではなく受注時の為替レートを適用して工事原価を計上した

具体的裏付けのないコスト削減策を織り込んだことによって工事損失引当金の計上を免れた

映像事業における経費計上について、引当金の計上時期が不適切であったほか、原価の一部を期ずれさせていた

パソコン事業で、下請に部品を有償支給し、その部品を期をまたいで持ち越させて期末日に未収金として認識

15

### 3. 事例紹介

#### (2) 東芝事件

**機会** 会社ぐるみ

- ・会社ぐるみで何年にもわたって通常の業務の一環として不適切会計に関する作業が行われていた
- ・内部統制の機能不全

**動機** 利益計上のプレッシャー

- ・既に赤字案件となっていた案件について、さらなる損失計上がしにくいという意識+予算必達のプレッシャー

**正当化** 会社ぐるみ

- ・引当金計上を上司が認めてくれない以上はやむを得ないという雰囲気
- ・社長からの「チャレンジ」の指示が厳しく、会計不正しか方法がない

16

## 3. 事例紹介

### (3) 小僧寿し事件

出向者による架空発注の事案。特定の人物の問題だが、それを許す環境が存在した	仕入先からの出向者が出向元である会社に対する架空発注を繰り返す
	発注に伴う支払通知書は通常郵送されるが不正行為者が直接仕入先に持参していた
	仕入先からも納品実績のない代金を受領していることの連絡がなかった(仕入先は関与否定)
	出向者に出向元との取引を丸投げしていたため誰も気付かなかった
	仕入先は関与を否定。不正行為者は死亡したため真相不明。

17

## 3. 事例紹介

### (3) 小僧寿し事件

#### 機会 発注体制

- ・担当者に発注業務が丸投げされていた
- ・発注後自動的に支払通知書が作成され、経理部のチェックが働かない仕組みだった

#### 動機 不明

- ・仕入先から何らかの指示があった可能性が否定できないが仕入先は共謀を否定

#### 正当化 不明

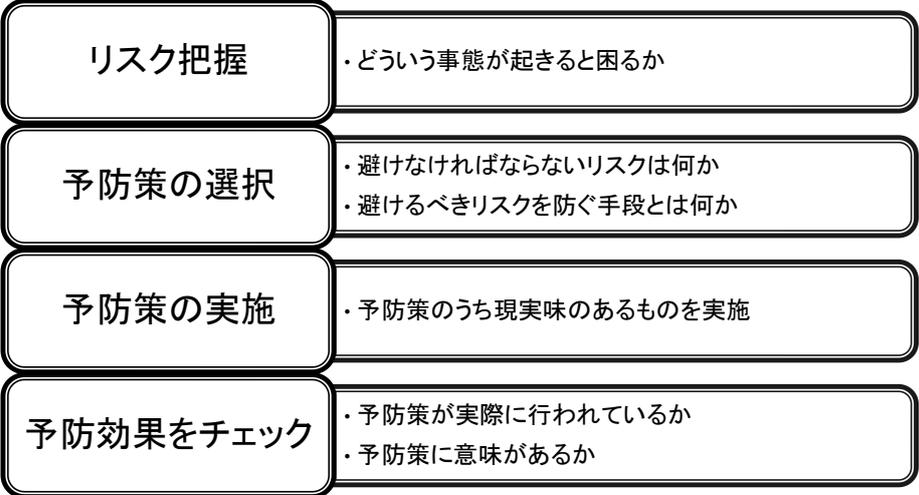
- ・仕入先からの指示があったとすれば、不正行為者としては、出身母体の支持である以上はやむを得ないという認識を有していた可能性がある

18

# 4. 事例を受けた検討

## (1) 平時のコンプライアンス

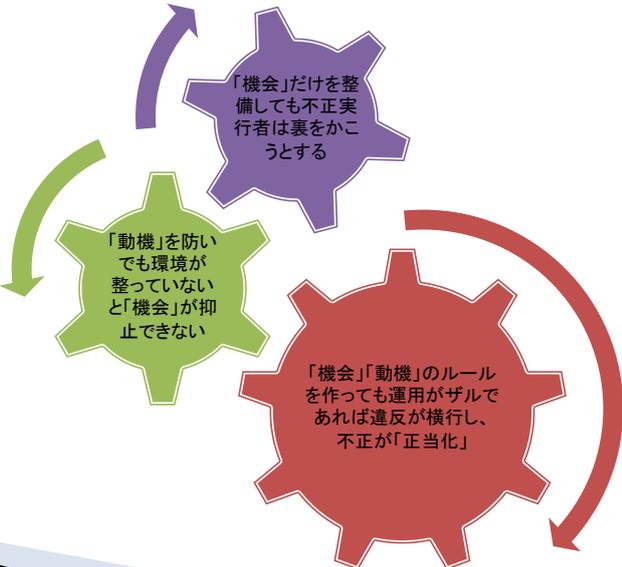
▶ 平時のコンプライアンスを支える仕組みが内部統制。  
内部統制は下記のような手順で構築すると効率がよい。



# 4. 事例を受けた検討

## (1) 平時のコンプライアンス

▶ 内部統制は、有事が生じないように、「機会」「動機」「正当化」にバランスよく配慮



## 4. 事例を受けた検討

### (2) 有事のコンプライアンス

▶ コンプライアンス事案対応は下記の3点に集約できる

#### 事実の把握

- ・発覚した件のほかにも同様の件がないか

#### 原因の究明

- ・属人的な理由に決めつけない。ハード・ソフト両面から考える

#### 再発防止策

- ・「あつものに懲りてなますを吹く」は避ける

21

## 4. 事例を受けた検討

### (2) くい打ち問題における原因究明

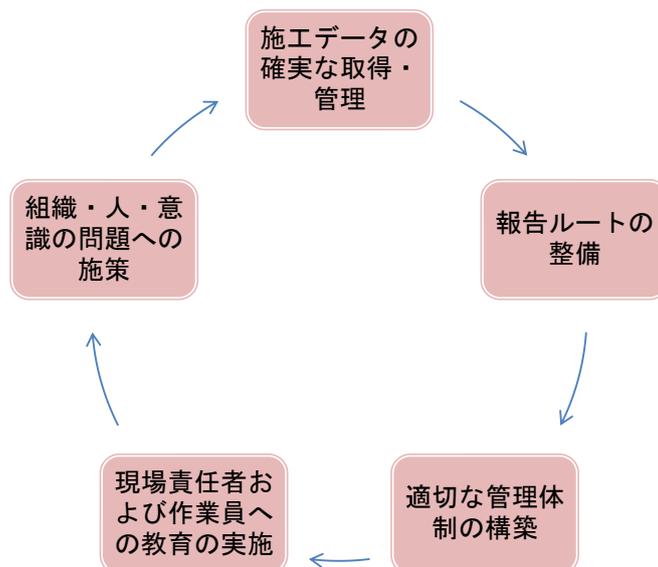
データ欠落が発生しやすい状況の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ欠落が生じやすい外部環境</li> <li>・計測装置操作に関する原因</li> </ul>
データ欠落発生時の対応の不備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ欠落時の対応ルールの未整備</li> <li>・施工データの必要性、重要性教育の欠如</li> </ul>
施工データの重要性に対する現場責任者らの意識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場責任者による施工データ軽視の風潮</li> <li>・現場責任者がデータ欠落を報告しにくい環境</li> </ul>
元請会社の杭事業の管理上の問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工データの欠落が発生する実情の認識不足</li> <li>・トラブル事案の情報共有体制に関する問題</li> </ul>

(出典：旭化成社内調査委員会中間報告書)

22

## 4. 事例を受けた検討

### (2) くい打ち問題における再発防止策



(出典：旭化成社内調査委員会中間報告書)

23

## 5. まとめ

### (1) 普段は何に気をつけるか

- ▶ 不正をゼロにすることはできないことを認識し、不正が起きる可能性をできるだけ減らす
- ▶ 当社の弱みは何か？を素直に見つめる。人？物？技術？
- ▶ コンプライアンスにお金をかけても売上は伸びないが、不祥事を未然に防いでくれるほか、会社に危機が生じたときに損失の拡大を防止したり、個人を守ってくれる効果がある。保険のような役割。

24

## 5. まとめ

### (2) 有事はどうするか

- ▶ ①事実の把握、②原因の究明、③再発防止策の3点セットは、簡単なようで、実際にはできない会社が多い
  - ▶ なぜできないのか？
    - 対処の道筋が分からず手探りになるから。
    - 社内（役員、従業員、組合、OB等）の論理と、社外（取引先、監督官庁、監査法人、投資家、メディア等）の論理のギャップに気付いていないから。
    - 優先順位が付けられないから。
- くい打ち問題への対応のように、社内と社外の知見を適材適所で用いることが重要

25

# ご清聴ありがとうございました

中村・角田・松本法律事務所  
弁護士 仁科 秀隆  
電話 03-3510-2887  
E-mail h.nishina@ntmlo.com

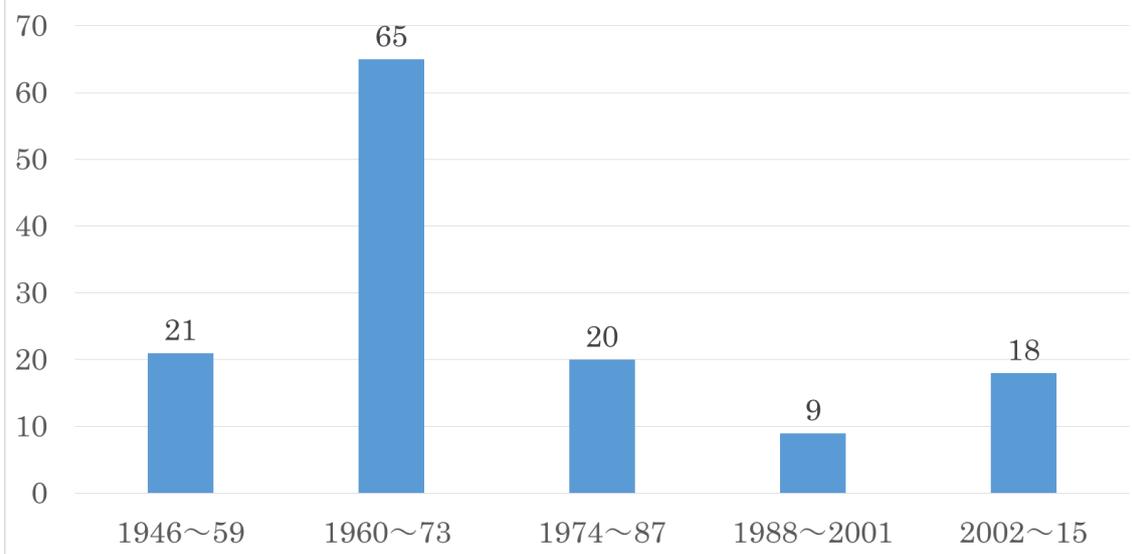
26

## 戦後の建設工事請負契約等に関する判例の変遷と傾向について

## 目 次

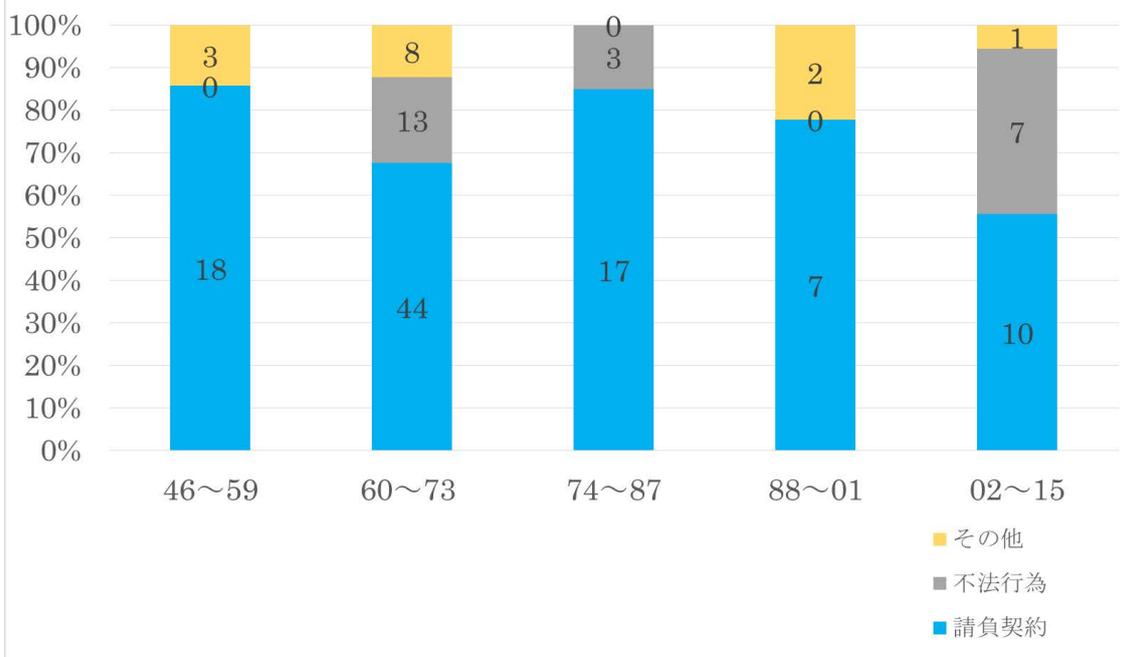
- 1 建設工事関係訴訟件数の推移
- 2 戦後の建設工事関係訴訟
- 3 訴訟の内容
- 4 請負契約に関する訴訟内容
- 5 不法行為に関する訴訟内容
- 6 判例の変遷と傾向
- 7 参考判例
  - (1) 重大な瑕疵がある建物の建て替えに要する費用相当額の損害賠償請求事件（最高裁平 14・9・24 第3小法廷判決）
  - (2) 契約における約定に反した資材を使用した建物新築工事に係る請負代金請求事件（最高裁平 15・10・10 第2小法廷判決）
  - (3) 譲渡禁止特約に反して行われた工事代金債権譲渡について争われた供託金還付請求権帰属確認請求本訴、同反訴事件（最高裁平 21・3・27 第2小法廷判決）
  - (4) 注文者から下請会社に対する建物明渡し等請求事件（最高裁平 5・10・19 第3小法廷判決）
  - (5) 建物の瑕疵についての不法行為に基づく損害賠償請求事件（最高裁平 19・7・6 第2小法廷判決，最高裁平 23・7・21 第1小法廷判決）

## 1 建設工事関係訴訟件数の推移



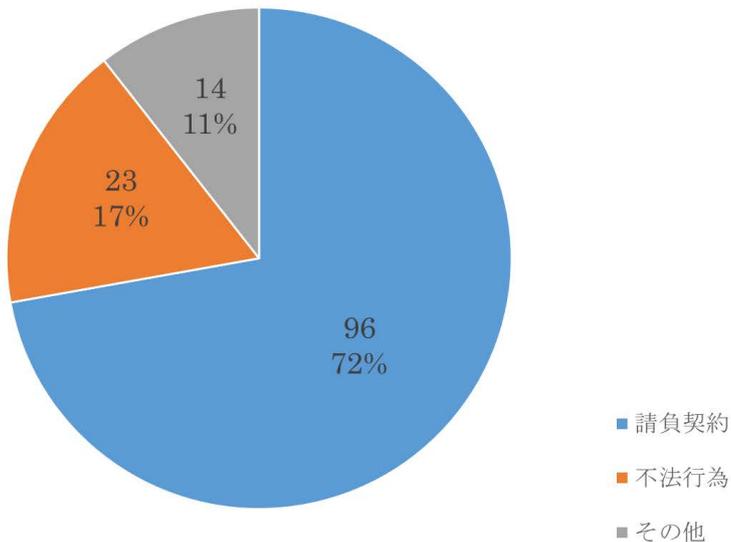
\*判例は、最高裁判所判例検索システムにおいて、最高裁判決及び高裁判決の中から、「建設」及び「請負」を検索ワードとして選定したものに、そのほか参考になるものを加え、合計133件になります。

## 2 戦後の建設工事関係訴訟



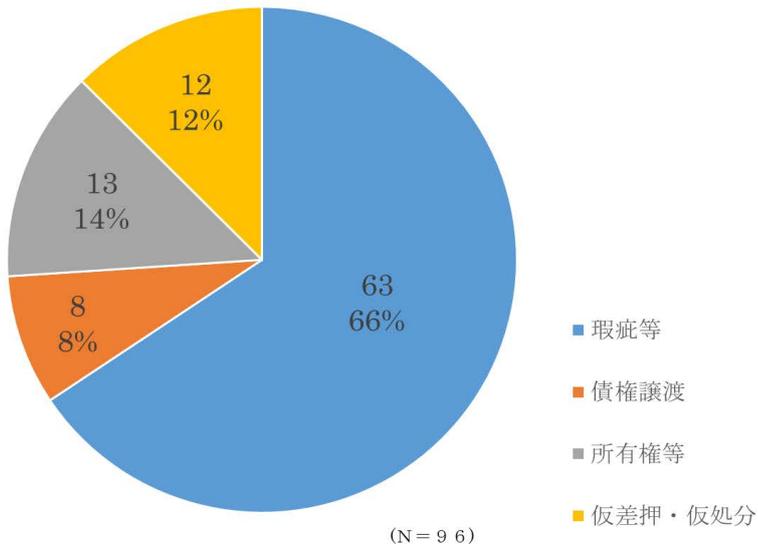
\*判例は、最高裁判所判例検索システムにおいて、最高裁判決及び高裁判決の中から、「建設」及び「請負」を検索ワードとして選定したものに、そのほか参考になるものを加え、合計133件になります。

### 3 訴訟の内容

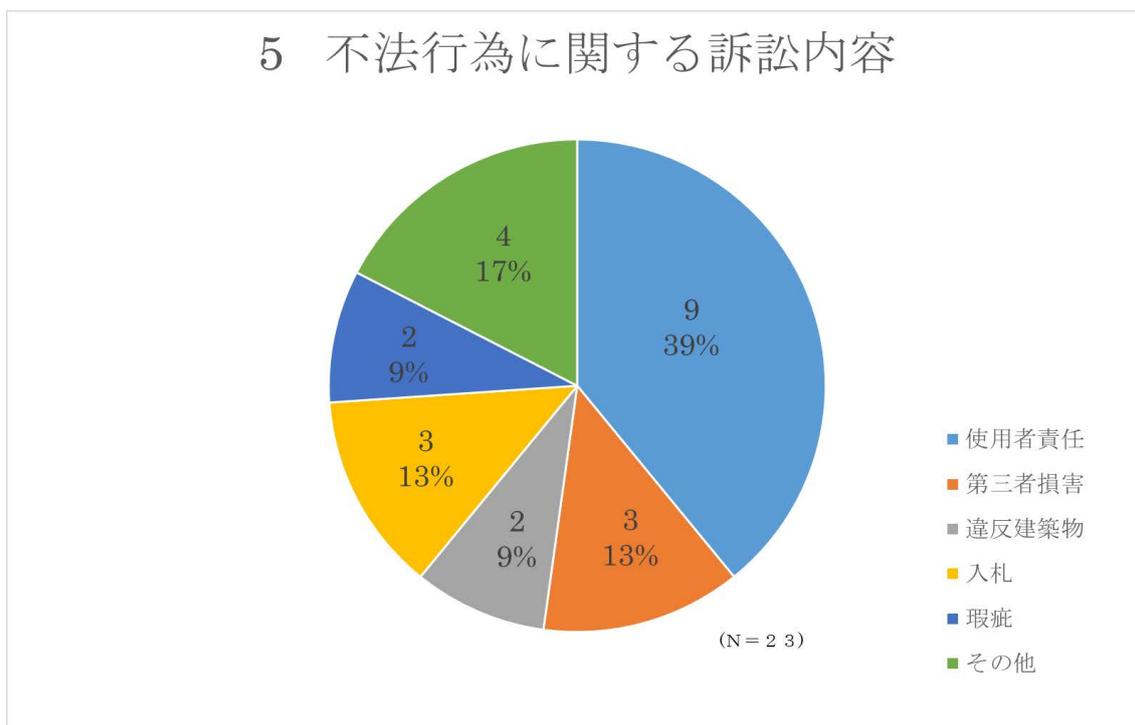


\*判例は、最高裁判所判例検索システムにおいて、最高裁判決及び高裁判決の中から、「建設」及び「請負」を検索ワードそして選定したものに、そのほか参考になるものを加え、合計133件になります。

### 4 請負契約に関する訴訟内容



## 5 不法行為に関する訴訟内容



## 6 判例の変遷と傾向

判例の変遷と傾向について、いくつかの争点の例示をします。

### (1) 瑕疵 ……参考判例7 (1), (2)

戦後のどの時期においても、一定件数の建設工事の瑕疵を争う事例が存在しています。初期の判例では、瑕疵修補請求を行った後の損害賠償に関する基準日を修補請求日とすること等についてのものがありますが、その後は瑕疵修補に代わる損害賠償請求と建設工事請負代金の相殺に関する事例が多くなっています。

平成14年9月最高裁判決では、建て替えざるを得ない重大な瑕疵がある場合において、建て替え費用相当額の損害賠償請求が認められた事例、平成15年10月最高裁判決では、約定の材料を用いなかった場合に安全性に問題がないものであったとしても瑕疵と認められた事例があります。

## (2) 債権譲渡・・・参考判例7 (3)

建設工事請負代金の債権譲渡については、昭和40年代までの間に多く争われていますが、その後は最高裁及び高裁判例は少なくなっています。

初期の判例では、債権譲渡の対抗要件である承諾、通知、確定日付等について争われていますが、その後は譲渡禁止特約の効力を争うものなどの複雑な訴訟になっています。

平成21年3月最高裁判決では、譲渡禁止特約のある債権の譲渡について、譲渡した債権者側からの譲渡の無効の主張を認めないとした事例です。

## (3) 所有権帰属・・・参考判例7 (4)

建設工事請負契約の目的物の所有権の帰属については、昭和40年代を中心に争われていますが、その後は最高裁及び高裁判例は少なくなっています。

所有権の帰属については、特約があれば特約により、特約がなければ注文者、請負人のいずれが材料の全部又は主要部分を提供したかによって、判断されることとした判例が出されています。また、請負代金が、工事完成時までに支払われていた場合に、その完成と同時に注文者に所有権が帰属するとの判例があります。

平成5年10月最高裁判決では、建物建築工事の注文者と元請負人との間に特約がある場合に、下請負人が材料を提供していたとしても、中途解約の出来高部分の所有権は注文者に帰属するとしています。

## (4) その他・・・参考判例7 (5)

建設工事に関する不法行為の事例として、工事事務について使用者責任を争ったもの、第三者損害を争った事例がありますが、平成23年7月最高裁判決では、建物瑕疵について不法行為に基づいて損害賠償請求が認められた事例があります。

また、建設会社の出張所の代表者に、商法上の表見支配人としての権限が認められた事例があります。

## 7 参考判例

(1) 重大な瑕疵がある建物の建て替えに要する費用相当額の損害賠償請求事件

## 1 事件内容（瑕疵）

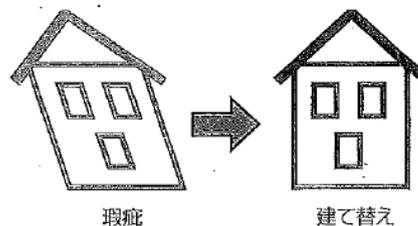
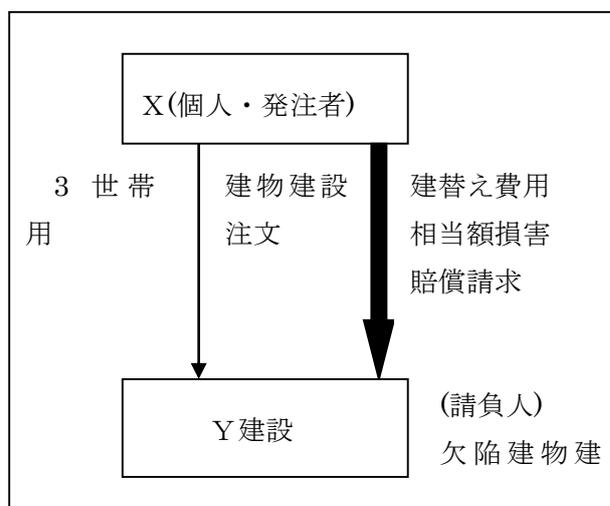
民法は、建物その他の工作物を目的とする請負契約については、目的物の瑕疵によって契約を解除することはできないとされているため(民法 635 条ただし書)、瑕疵修補損害賠償においても、建物の建て替えに要する費用相当額の損害賠償請求は認められないのではないかとされていた。本件は、建築工事請負契約の目的物である建物に重大な瑕疵があるためこれを建て替えざるを得ない場合に、注文者が請負人に対し、建物の建て替えに要する費用相当額の損害賠償責任が認められた事例

## 2 上告人、被上告人等

上告人	Y建設(株) (請負人)
被上告人	X (注文者)
裁判所	最高裁 平 14 (受) 605 号
判決年月日	平 14. 9. 24 第 3 小法廷判決 上告棄却
関係条文	民法 635 条ただし書

## 3 判決主文

上告を棄却する



(2) 契約における約定に反した資材を使用した建物新築工事に係る請負代金請求事件

1 事件内容（瑕疵）

瑕疵とは、材料の瑕疵・工作が不完全である場合とされていたが、本件は、客観的に建物として瑕疵があったわけではないが、特約で特別の品質の材料による建築を約束していた場合で、その違反が認められるときに、瑕疵があるものといふべきとされた事例。

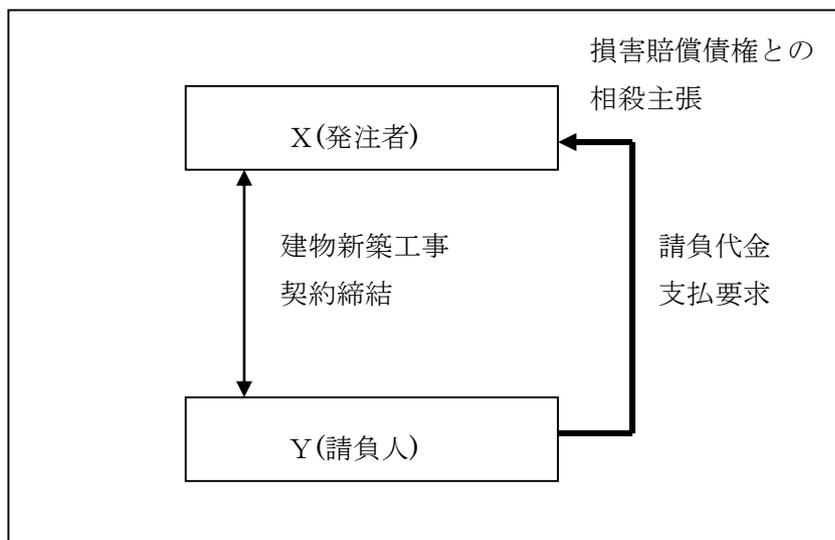
2 上告人、被上告人等

上告人	X（発注者）
被上告人	Y（請負人）
裁判所	最高裁判所 平 15(受)377 号
判決年月日	平 15・10・10 第 2 小法廷判決 破棄差戻し 控訴審大阪高裁平 13（ネ）3506 号 平 14 年 10 月 15 日 判決
参照条文	民法 634 条

3 判決主文

原判決を破棄する。

本件を大阪高等裁判所に差し戻す。



(3) 譲渡禁止特約に反して行われた工事代金債権譲渡について争われた供託金還付請求権帰属確認請求本訴、同反訴事件

1 事件内容（債権譲渡）

譲渡禁止特約がある場合には、債権譲渡は制限され譲渡されれば無効になるが、譲渡特約に反して債権を譲渡した債権者が、同特約の存在を理由に譲渡の無効を主張することは許されるのかについては、明確でなかったところ、債務者にその無効を主張する意思があることが明らかであるなどの特段の事情がない限り、許されないとされた事例

2 上告人、被上告人等

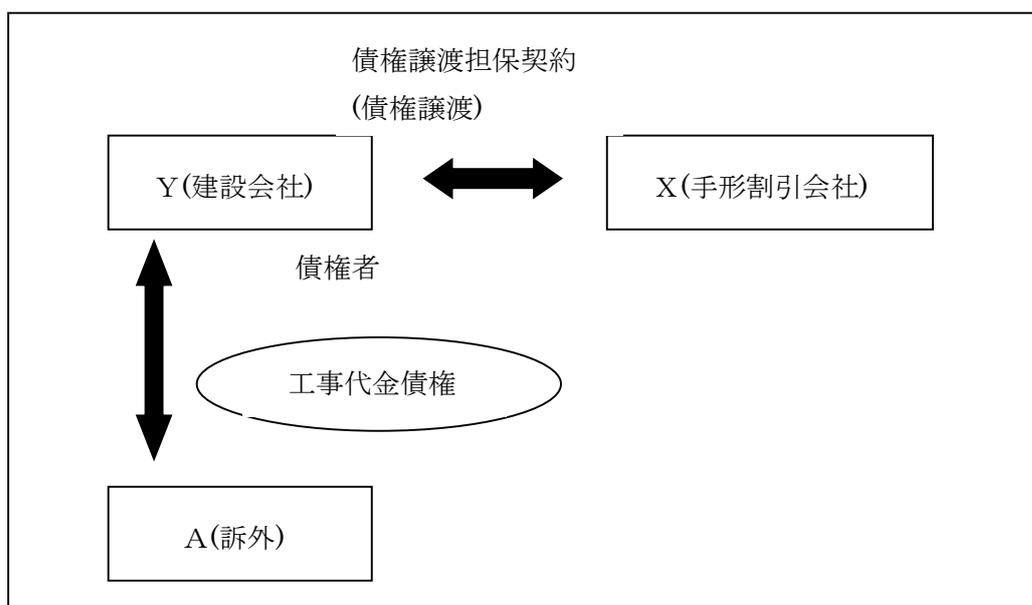
上告人	X(手形割引会社)
被上告人	Y(建設会社)
裁判所	最高裁 平19(受)1280号
判決年月日	平21・3・27 第2小法廷判決 破棄自判
参照条文	民法466条

3 判決主文

原判決を破棄し、第1審判決を取り消す。

被上告人の上告人に対する本訴請求を棄却する。

上告人と被上告人との間において、上告人が第1審判決別紙供託金目録記載の供託金の還付請求権を有することを確認する。



(4) 注文者から下請会社に対する建物明渡し等請求事件

1 事件内容 (所有権帰属)

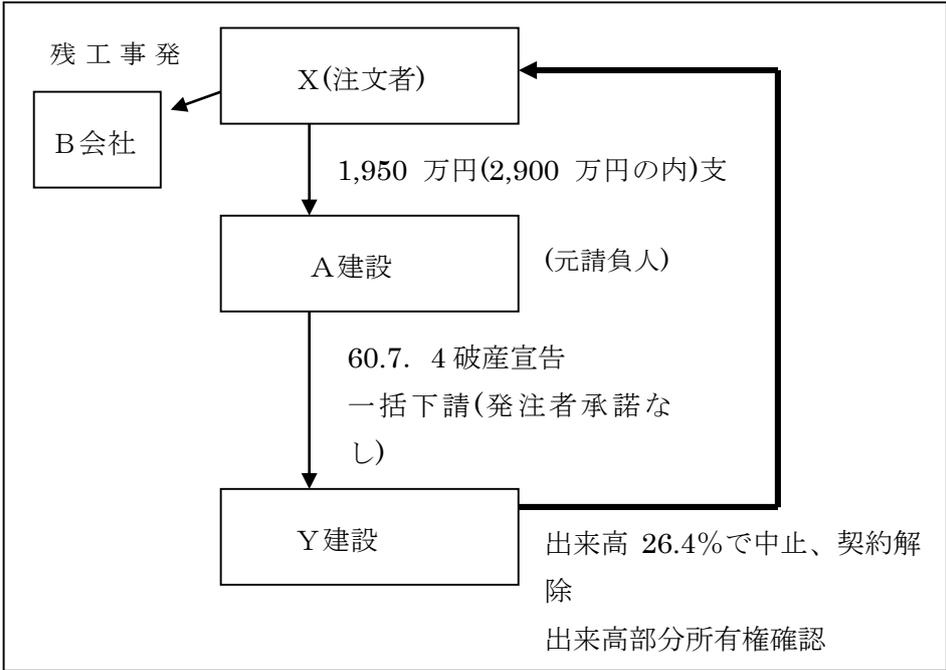
請負契約において請負人が建物等を完成した場合の所有権については、材料の全部又は主要部分を提供した注文者か請負人のいずれかに、完成と同時にその所有権が原始的に帰属する。そして、請負人がその所有権を取得した場合には、引渡しによって注文者に移転するとされている。本事例は、建築工事請負契約において出来形部分の所有権は注文者に帰属する旨の約定がある場合に、下請負人が自ら材料を提供して築造した出来形部分の所有権が注文者に帰属するとされた事例

2 上告人、被告人原告、被告等

上告人	X(注文者)
被上告人	(株)Y建設(下請負人)
裁判所	最高裁 平元(オ)274号
判決年月日	平5.10.19 第3小法廷判決 破棄自判
関係条文	民法632条

3 判決主文

原判決中、上告人敗訴の部分を破棄する。  
 前項の部分につき、被上告人の控訴を棄却する。



## (5) 建物の瑕疵についての不法行為に基づく損害賠償請求事件

## 1 事件内容（不法行為）

建物の瑕疵については、建設工事請負契約を前提にした瑕疵修補請求や瑕疵修補請求に代わる損害賠償請求として争われることが多かったが、本件は、建物の設計者、施工者又は工事監理者の、建築された建物の瑕疵により生命、身体又は財産を侵害された者に対する不法行為責任が争われこれが認められた事例

## 2 上告人、被上告人

上告人	X（建物所有者）
被上告人	Y1（設計監理者）、Y2（施工業者）
裁判所	最高裁 平17(受)702号・同平21(受)1019号
判決年月日	平19・7・6 第2小法廷判決 破棄差戻し（第1次） 平23・7・21 第1小法廷判決 破棄差戻し（第2次）
関係条文	民法709条

\* 福岡高等裁判所平成24年1月10日、二回目差戻し控訴審判決（平成25年1月29日上告棄却により確定）

## 3 判決主文

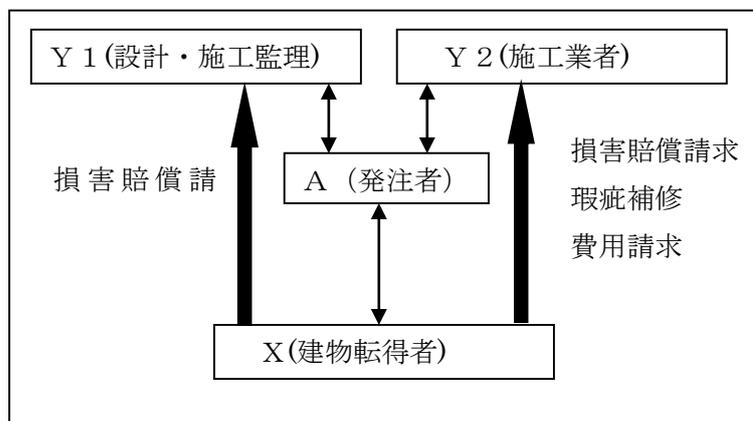
（最高裁判所平成19年7月6日判決）

原判決のうち、上告人らの不法行為に基づく損害賠償請求に関する部分を破棄する。前項の部分につき、本件を福岡高等裁判所に差し戻す。

（最高裁判所平成23年7月21日判決）

原判決を破棄する。本件を福岡高等裁判所に差し戻す。

（\* 福岡高等裁判所平成24年1月10日判決：請求の一部を認め、本件被告らに約3,800万円の支払いを求めた。）



参考文献

- 1 裁判例情報（最高裁ホームページ・判例検索システム）  
最高裁判所
- 2 建設業の紛争と判例・仲裁判断事例（建設業争訟事例100選）  
公益財団法人 建設業適正取引推進機構編集 (株)大成出版社発売
- 3 改訂版 建設業判例30選  
公益財団法人 建設業適正取引推進機構編集 (株)大成出版社発売



会場の風景（大阪）